

地域経済好循環拡大推進会議(全国連絡会)

< 第二部 >

地域力創造グループ[○]施策について

令和3年1月

総務省 地域力創造グループ[○]

令和3年度 地域力創造グループ施策 予算案の概要

(億円)

1. 地域資源を活かした地域の雇用創出と分散型エネルギーの推進 7.0

【主な経費】 地域経済循環創造事業交付金 7.0億円

- ローカル10,000プロジェクト
- 分散型エネルギーインフラプロジェクト

2. 都市から地方への移住・交流等の推進 3.6

【主な経費】 関係人口の創出・拡大に要する経費 0.4億円

ふるさとワーキングホリデー推進事業 0.3億円

サテライトオフィス・マッチング支援事業 0.1億円

地域おこし協力隊の推進に要する経費 1.5億円

「移住・交流情報ガーデン」の運営等に要する経費 0.9億円

都市・農山漁村の地域連携による子ども農山漁村交流推進モデル事業 0.3億円

地域運営組織の形成及び持続的な運営に要する経費 0.1億円

JET地域国際化塾の開催に要する経費 0.1億円

(億円)

3. 定住自立圏構想の推進 **0.1**

【主な経費】 定住自立圏構想の推進に要する経費 0.1億円

4. 特定地域づくり事業協同組合制度の推進 **5.0**

【主な経費】 特定地域づくり事業推進交付金 4.8億円

5. 過疎対策の推進 **7.8**

【主な経費】 過疎地域持続的発展支援事業 3.8億円

過疎地域等集落ネットワーク圏形成支援事業 4.0億円

6. 地域情報化の推進 **1.6**

【主な経費】 オンライン利用システムと既存の業務システムの連携に関する経費 0.9億円

など
合計 28.3

(参考)マイナンバーカードを活用した消費活性化策 **256.6**

【主な経費】 マイナポイントによる消費活性化策の拡充に要する経費 250.0億円

地域資源を活かした地域の雇用創出と分散型エネルギーの推進

ローカル10,000プロジェクト

R3予算額(案)
地域経済循環創造事業交付金 7.0億円の内数

- 産学金官の連携により、地域の資源と資金を活用して、雇用吸収力の大きい地域密着型事業の立ち上げを支援。
- 「ローカル10,000プロジェクト」の更なる展開を図るため、引き続き、国の重要施策と連動した事業の重点支援を行う。

事業スキーム

支援対象

民間事業者等の初期投資費用

- ・ 地域資源を活かした持続可能な事業
- ・ 行政による地域課題への対応の代替となる事業
- ・ 高い新規性・モデル性がある事業

対象経費は、
・ 施設整備費
・ 機械装置費
・ 備品費

- ・ 原則 1/2
- ・ 条件不利地域かつ財政力の弱い市町村の事業は 2/3, 3/4
- ・ 新規性・モデル性の極めて高い事業は 10/10

公費による交付額 ※1

国費

地方費

地域金融機関による融資等 ※2

- ・ 公費による交付額以上
- ・ 無担保(交付金事業による取得財産の担保権設定は除く。)・無保証

自己
資金等

※1 上限2,500万円。融資額(又は出資額)が公費による交付額の1.5倍以上2倍未満の場合は、上限3,500万円。2倍以上の場合は、上限5,000万円
※2 地域金融機関による融資の他に、地域活性化のためのファンド等による出資を受ける事業も試験的に対象

これまでの実績 (408事業、333億円)

(事業数は交付決定数、金額は事業実績(見込み含む)(R元年度末時点))

公費交付額 118億円、融資額 164億円、
自己資金等 51億円

重点支援

「生産性向上に資するデジタル技術の活用」
に関連する事業等であって、全くの新規分野における事業の立ち上げであり、
新規性・モデル性の極めて高い事業については、国費10/10により支援

分散型エネルギーインフラプロジェクト

R3予算額(案)
地域経済循環創造事業交付金 7.0億円の内数

○地方公共団体を核として、需要家、地域エネルギー会社及び金融機関等、地域の総力を挙げて、地域ごとに最適化しながら、バイオマス、風力、廃棄物等の地域資源を活用した地域エネルギー事業を次々と立ち上げ、地域経済循環を創造する。

○災害時も含めた地域エネルギーの自立を実現し、里山の保全、温室効果ガスの大幅削減も目指す。

○マスタープランの策定段階から事業化まで、総務省に窓口を設け、関係省庁タスクフォース(農林水産省、資源エネルギー庁、国土交通省、環境省)と連携して徹底したアドバイス等を実施

<補助対象> 地方公共団体が定める地域の特性を活かしたエネルギー供給事業導入計画(マスタープラン)の策定費用

<補助対象額> 2,000万円(上限。ただし、他の地方公共団体と共同実施する場合は原則4,000万円)

<補助率> 原則1/2。財政力指数0.5未満市町村は 2/3、財政力指数0.25未満市町村は 3/4

新規性、モデル性の極めて高い事業計画は 10/10

※平成26~28年度は委託事業として実施

これまでの
取組

平成26年度に14団体、27年度に14団体、28年度に11団体※、29年度に4団体、30年度に3団体、令和元年度に8団体
計54の団体がプランを策定

地域エネルギーシステム

災害時への強化

蓄電池・自家発電機等

エネルギー供給ルートに蓄電池等を組み込み災害時も自立できるシステムに

地域のエネルギー供給事業



地域で雇用を創出

エネルギー使用料金

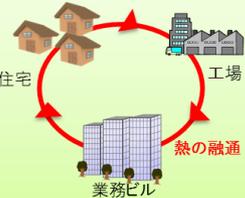
分散型エネルギーインフラ

熱導管

熱

電力

地域の需要家



エネルギー
マネジメント
システム(※)

※蓄電池やセンサーネットワーク技術の活用等により、エネルギー需給を総合的に管理し、エネルギーの利活用を最適化するシステム

自治体と地域金融機関
等の役割等



一般的なエネルギーシステム

産油国
など

排熱放出

燃料代

地域外の
大規模発電所

地域外への支払い

電気料金

電力



住宅



業務ビル



工場

都市から地方への移住・交流等の推進

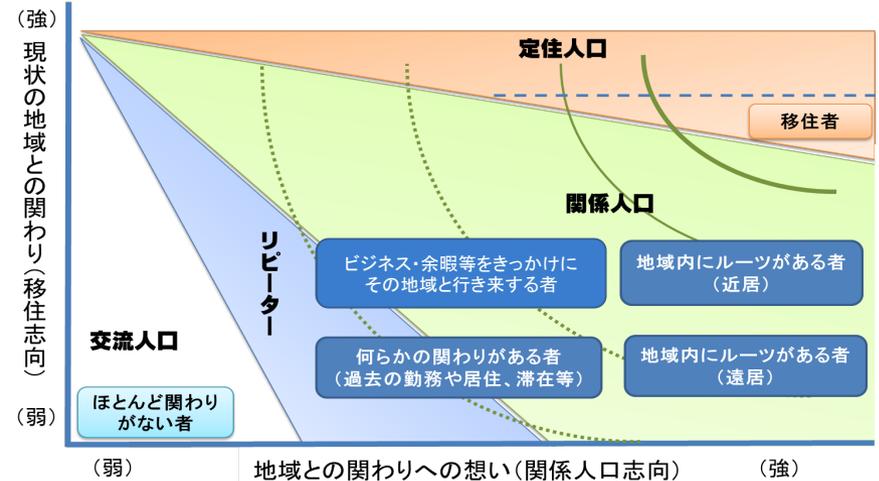
関係人口について

- 「**関係人口**」とは、移住した「定住人口」でもなく、観光に来た「交流人口」でもない、**特定の地域に継続的に多様な形で関わる者**。
- 地方圏は、人口減少・高齢化により地域づくりの担い手不足という課題に直面しているところ、地域によっては若者を中心に、変化を生み出す人材が地域に入り始めており、**「関係人口」と呼ばれる地域外の人材が地域づくりの担い手となることが期待できる**。

関係人口が増えることの意義

関係人口は、その地域の担い手として活躍することにとどまらず、**地域住民との交流がイノベーションや新たな価値を生み、内発的発展につながる**ほか、**将来的な移住者の増加にもつながる**ことが期待される。また、関係人口の創出・拡大は、受入側のみならず、**地域に関わる人々にとっても、日々の生活における更なる成長や自己実現の機会をもたらす**ものであり、双方にとって重要な意義がある。
 (第2期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」抜粋)

関係人口のイメージ



関係人口の取組例



＜宮崎県五ヶ瀬町（Rモデル事業）＞
 県立中高一貫校の卒業生を対象とした
 関係人口案内育成



＜鳥取県鳥取市（Rモデル事業）＞
 地方の農業に関心のある都市部からの
 滞在者との協働による農業用水路の修繕



＜愛媛県西条市（H30モデル事業）＞
 「自立循環型関係人口プラットフォーム構築事業」での
 「LOVE SAIJO ファンクラブ」を活用した地場産品のPR



＜島根県邑南町（H30モデル事業）＞
 「はすみファンと共に創る地域」事業
 での「INAKAイルミ」の実施

「関係人口」の創出・拡大に向けて

令和元年11月22日
第20回まち・ひと・しごと創生会議資料

- 地方圏は、人口減少・高齢化により地域づくりの担い手不足という課題に直面しているところ、地域によっては若者を中心に、地域活性化に貢献する人材が地域に入り始めている。
- 「関係人口」と呼ばれる地域外の者が地域とのつながりをつくることは、地域にとっては地域づくりの担い手の確保が、「関係人口」にとっては更なる成長や自己実現の機会をもたらすことが期待される。
- 第2期においては、関係府省庁と連携して、「関係人口」の創出・拡大に取り組む地方公共団体数を明確な数値目標を掲げて増やすとともに、「関係人口」の取組の深化・横展開を推進する。

第1期からの取組

- 地域外の者が「関係人口」となる機会創出を促進

モデル事業実施団体数
H30:30団体、R元:44団体



< 島根県邑南町の例 (H30モデル事業) >
「はすみファンと共に創る地域」事業
での「INAKAイルミ」の実施

- 「関係人口」の意義や、モデル団体の取組などを全国に発信し、機運を醸成

第2期から新たに推進

「関係人口」の取組の深化

- 「関係人口」が地域と継続的に深くつながる事例を創出・発掘するため、
 - ・ 「関係人口」と地域との継続的な協働事業
 - ・ 「関係人口」も意識した地域活性化に取り組む地方公共団体を支援
- (取組例)
- ・ 被災地ボランティアへの参加を契機に「関係人口」となった者と協働した、被災地の児童に対する学習支援などの継続的な復興事業
 - ・ 地域外の者のアイデアを取り入れた地域ブランド商品の開発

深化した取組が全国で定着

全国へ横展開

目指す姿

全国各地で、
「関係人口」が地域と
関わり合いながら
地域活性化に貢献



< 愛媛県西条市の例 (H30モデル事業) >
「自立循環型関係人口プラットフォーム構築事業」での「LOVE SAIJO ファンクラブ」を活用した地場製品のPR

- 総務省では「『関係人口』ポータルサイト」等を通じ、関係人口の意義や事例について情報発信するとともに、平成30年度からモデル事業を実施してその成果検証を行ってきたところ。
- 今年度は、過年度のモデル事業を通じて得られた知見の横展開を図るとともに、関係人口の創出・拡大等に取り組む地方公共団体を、新たに地方財政措置により支援することにより取組の実装化を図っていく。

全国に向けた情報発信

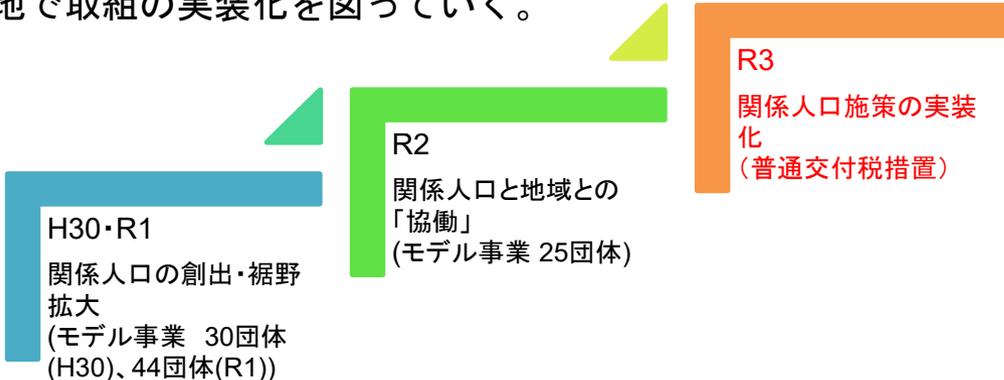
○自治体等向けセミナーの開催などを通じ、関係人口が継続的により深く地域に関わるために参考となる事例やノウハウ等の横展開等を図る。

地域からの情報発信の強化

○「『関係人口』ポータルサイト」を改修し、地方団体が地域への多様な関わり方（かかわりしろ）を発信できるプラットフォームを構築。

地方財政措置を通じた地方公共団体の取組の実装化

○関係人口の創出・拡大等に取り組む地方公共団体に対して、令和3年度より新たに地方財政措置（普通交付税措置）を講じることにより、全国各地で取組の実装化を図っていく。



全国各地で取組の実装化

目指す姿

**全国各地で、
関係人口が地域と
関わり合いながら
地域活性化に貢献**



- 都市部の人たちなどが一定期間地方に滞在し、働いて収入を得ながら、地域住民との交流や学びの場などを通じて地域での暮らしを体感していただくことにより、将来の移住・定住につなげていくもの。

ふるさとワーキングホリデー

地方公共団体

- ✓ 地域の魅力を知ってほしい
- ✓ 交流人口を増やし消費を拡大したい
- ✓ 少しでも多く定住してほしい

滞在中、地域住民との交流や学びの場として地域の魅力・特色を活かした、その地域ならではのプログラムを参加者に提供。



これまでの実績(H29.1~R2.3)

ふるさとワーキングホリデー事業を通じて、約3,300人が地域での暮らしを体験。

実際に行ってみると思っていた以上に新しい人々との出会いや刺激に溢れていました。時間が許すなら理由がなくても、ぜひ参加すべきと思います。(大学4年生)

「ごっこ汁」の味や雪国での生活の知恵、価値観の違いによる町おこしの難しさなど、様々な人々との交流から多くのことを学びました。(大学1年生)

鶏の管理のために蔵の中に泊まることなどは、実際に酒造で働かなければ体験できないものでとても良い経験となりました。(大学2年生)

参加者

- ✓ 旅行では味わえない体験がしたい
- ✓ 地域との交流を深めたい
- ✓ 第二のふるさとが欲しい

地元農家や企業等の業務に従事し収入を得ながら、地域との関わりを深める取組を通じて地域での暮らしをまるごと体感。



※ ふるさとワーキングホリデーに要する経費について特別交付税措置
(対象経費の上限額 1団体あたり15,000千円+5千円×全参加者の延べ滞在日数)

広報支援 (総務省)

- ・専用のポータルサイトの運用
- ・SNS(Twitter、facebook)の運用
- ・インターネット広告の実施
- ・説明会の開催 等



ふるさとワーキングホリデーの実績等

就労内容(例)

- ・ 農業(特産品等)
- ・ 旅館・ホテル
- ・ 酒造業
- ・ 製造業(窯業、神社・仏閣用授与品等)
- ・ 観光業(スキー場、伝統工芸販売等) 等



地域との関わり(例)

- ・ 先輩移住者や地域住民との意見交換会
- ・ 地域の歴史、文化、産業等を学ぶツアー
- ・ 地域イベントの運営体験
- ・ 地元大学生が運営するゲストハウスへの宿泊 等



受入実績

約3,300人が参加(H29.1~R2.3)

【実施自治体】

○H28年度(8団体)

北海道、福島県、兵庫県、奈良県、山口県、愛媛県、佐賀県、熊本県

○H29年度実施団体(16団体)

北海道、福島県、石川県、福井県、岐阜県、京都府、兵庫県、鳥取県、島根県、岡山県、山口県、愛媛県、高知県、福岡県、熊本県、宮崎県

○H30年度実施団体(20団体)

北海道、福島県、石川県、岐阜県、京都府、鳥取県、岡山県、山口県、高知県、福岡県、熊本県、宮崎県、沖縄県、上越市・阿賀町(新潟)、氷見市(富山)、池田町(福井)、長野市・白馬村(長野)、海士町(島根)

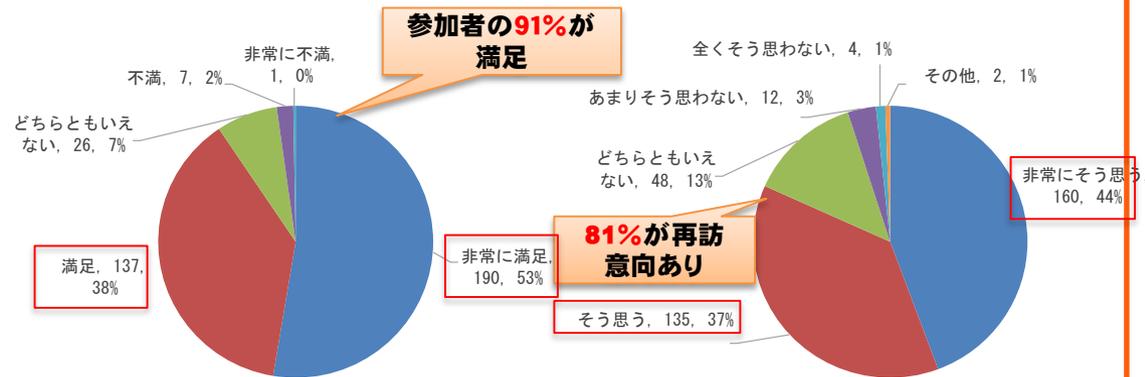
○R1年度実施団体(36団体)

北海道、岩手県、福島県、石川県、岐阜県、京都府、鳥取県、徳島県、熊本県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県、大館市(秋田)、利島村(東京)、上越市・阿賀町・粟島浦村(新潟)、氷見市・魚津市(富山)、池田町(福井)、長野市・伊那市(長野)、神河町(兵庫)、川上村(奈良)、海士町(島根)、宇部市・萩市・岩国市・長門市(山口)、松野町(愛媛)、宿毛市・香南市・香美市・東洋町・馬路村・中土佐町(高知)

アンケート結果、参加者及び受入企業等の声

「ふるさとワーキングホリデー」の満足度

参加した地域への今後の継続的な訪問意向



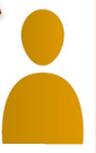
実際に行ってみると思っていた以上に新しい人々との出会いや刺激に溢れていました。時間が許すなら理由がなくとも、ぜひ参加すべきと思います。



「ごっこ汁」の味や雪国での生活の知恵、価値観の違いによる町おこしの難しさなど、様々な人々との交流から多くのことを学びました。



従業員の仕事へのモチベーションのアップ。自社への誇りの形成などに効果があり、会社へのロイヤリティの向上が確認できました。また、社内のマンネリ化を防ぐことができ、フレッシュな気持ちで業務を遂行する姿が目立ちました。



ふるさとワーキングホリデー活用事例（令和2年度）

岩手県

就労内容

農業、まちづくり
内容：農業（バジル、ユリ栽培収穫など）、畜産（乳牛飼育）、
ワイン製造、まちづくり企画支援

地域との関わり

- ・市職員や地域おこし協力隊と地元散歩
- ・地元企業（酒造メーカー）社長やまちづくりキーマンとの懇談
- ・市役所を訪問し、移住定住担当者や地域おこし協力隊と意見交換
- ・参加者合同で県内ツアーの企画・実施

人数・期間（実績）

19人
(R2.9～12)

その他（特記事項）

- ・コロナ禍において、受け入れ先や参加者双方が緊張感をもって準備を進めていただいたため、より深いつながりが生まれた事例も多くみられた。
- ・休暇に実施していたバスツアーを、新型コロナウイルス感染対策として、参加者の要望に応じて個々に巡るツアーに変更。事務局の負担は増えものの、主体的に岩手について参加者が調べて内容を吟味できたので、満足度の高い休暇中のアクティビティとなった。
- ・参加者はSNSをとおして交流を継続。複数名が次年度のふるさとワーキングホリデーの参加を希望している。
- ・昨年度（R1年度）からの継続的なつながり・成果：
 - ※R1、R2の移住実績：3件
 - 昨年度に続き今年度も参加し、昨年度の受入先企業（温泉）にも訪問するなどつながりの継続が見られた。
 - プライベートで大学の友人とともに受入先を再訪したり、新型コロナウイルスの影響を受けた受入先を支援するため、観光協会発行の応援チケットを購入し、再訪予定の参加者もいる。

写真（体験イメージ）



岐阜県 （白川村）

就労内容

まちづくり
内容：移住支援をする事業者の元でHP作成や記事製作
及び取材を実施

地域との関わり

- ・地域住民との食事をを行い、交流を図った
- ・20年の冬にも白川村の他の事業者でワーホリに参加しており、今夏にリピーターとして本事業者のワーホリに参加
- ・岐阜で活躍している人の取材に同行し、各務原市を訪問
- ・期間中、白川村のワーホリの良さをPRするオンラインイベント「白川村に会いに行く」を開催し、地域住民も参加した

人数・期間（実績）

10人
(R2.1～R3.3)

その他（特記事項）

- ・コロナ禍により、今年度は例年のような地域交流を控えざるをえなかった。例年であれば、他のワーホリ生と地域住民の交流会を定期的実施していた。
- ・過去及び今年度の参加者が参加するオンライン交流会を実施。オンラインで交流を深めた。

写真（体験イメージ）



(オンラインイベントの様子)



東京都利島村

就労内容

椿産業(農業)
内容：村の基幹産業である椿産業に従事しながら、
利島での暮らしを含めて体験

地域との関わり

- ・地元住民との交流
- ・椿生産者との交流
- ・東京宝島フォロー会議（東京の離島関係者が交流・情報交換を図る会議）へのオブザーバー参加

人数・期間（実績）

57人(見込み)
(R2.8～R3.3)

その他（特記事項）

- ・募集が多いため、12月中旬で締め切った。
- ・参加者の再来島希望が多い(コロナ禍で実現できていない)。
- ・参加者とは終了後もSNSで繋がっており、近況報告や現在のワーホリの動きについて情報共有を行っている。

写真（体験イメージ）



鳥取県

就労内容

サービス業
内容：地元の高校生や社会人と協働したプロジェクトの
企画立案・運営等

地域との関わり

- ・地元社会人へのインタビュー取材
- ・鳥取県の歴史や地域を知る勉強会
- ・地元住民等との交流会

人数・期間（実績）

3人
(R2.7～11)

その他（特記事項）

- ・昨年度受け入れた参加者の口コミで、海外からの留学生が初参加。帰国後もワーホリ中に会った地元住民とビデオ通話するなど交流が継続。
- ・ワーホリ中に交流のあった地元高校生と再会し、交流する過去の参加者がいた。
- ・ワーホリ参加者と受入団体のSNS上の交流が進展。直接会ったことのないメンバーもいるが、鳥取の最新情報を共有しあうなど活発に交流。

写真（体験イメージ）



ふるさとワーキングホリデーH28～R1の参加者実績

- 4カ年で3,323人が参加し、うち52人が定住に結びついている（率にして約1.6%）。
- 参加者を年代別で見ると、20代が2,271人（全体に占める割合68.3%）で最大である。
- 30～40代についてみると、参加者271人、定住者14人、定住率5.2%である。

年代区分	参加者(人)		構成比	定住率
	a	左のうち定住に結びついた者 b		
10代	672	0	20.2%	0.0%
20代	2,271	32	68.3%	1.4%
30代	271人 { 196	14人 { 10	8.2% { 5.9%	5.2% { 5.1%
40代	{ 75	{ 4	{ 2.3%	{ 5.3%
50代	13	4	0.4%	30.8%
60代以上	9	1	0.3%	11.1%
不明	87	1	2.6%	1.1%
計 A	3,323	52	100.0%	1.6%

ふるさとワーキングホリデーの今後の方向性

成果と今後の方向性

【成果】

- 地域の魅力を伝える一次産業や観光業等で多数の参加者が受け入れられ、都市と地方の関係性を構築することに貢献。
- 制度創設の平成28年度以降、3,323人が参加し、うち52人(1.6%)が定住に結びついている。
- このうち、20～40代が大半を占めており、参加者は2,542人、定住者は46人となっている。

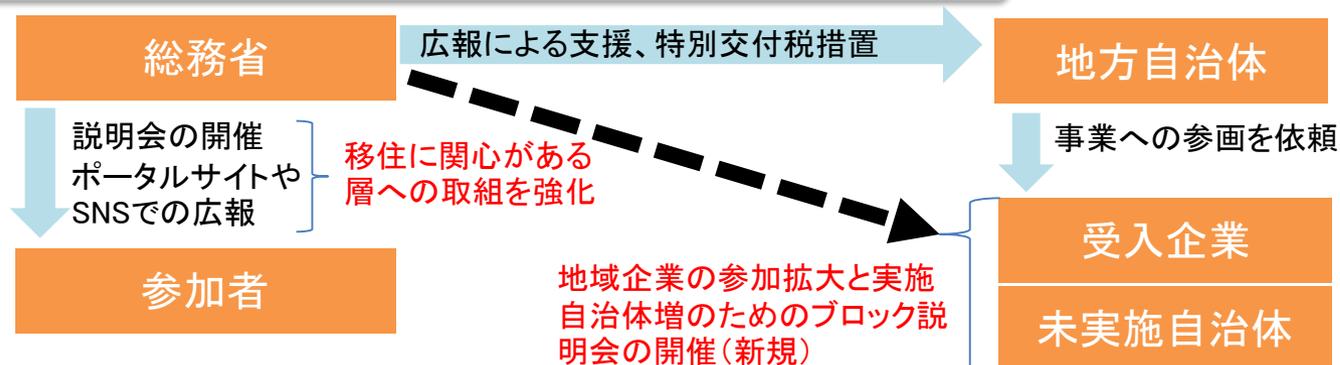
【今後の方向性】

- 20～40代の参加が大半を占めていることに着目し、定住に結びつきやすい通年で働ける企業にも参加してもらう。
- R1補正事業で取り組んでいる就職氷河期世代への広報強化をもとに、移住に関心がある層への取組をさらに強化する。
- ワーホリの実施主体は自治体であるため、企業発掘とあわせて、未実施の自治体にも実施を促していく。

対応案

- ①、③への対応.....ブロック単位の企業向け説明会の開催<新規>(全体事業費30百万円のうち2百万円)
→実施自治体を通じて幅広い業種の企業に参加を呼びかける。
→あわせて未実施の自治体にも参加を呼びかけ、裾野拡大を図る。
- ②への対応.....補正事業の継続、移住に関心のある者への広報強化(現行予算規模のなかで対応)
→定住につながりやすい企業への参加者が増えるよう、就職情報誌や移住関連雑誌などへの広報強化を図る。

参考 ふるさとワーキングホリデーの主な関係者



積算額

・企画費	5百万円
・説明会開催費用	12百万円
・広告費用	11百万円
・チラシ作成費用	2百万円
計	30百万円
	(内、ブロック説明会 2百万円)

- コロナ禍の中、テレワークやサテライトオフィスについて注目されていることを踏まえ、地方公共団体と企業とのマッチング機会を提供することにより、地方へのヒト・情報の流れの創出を更に加速。
- 地方公共団体が誘致又は関与したサテライトオフィスの設置数 654箇所(令和元年度末時点)



三大都市圏企業

- ・ コロナを受けて、テレワーク等の働き方が一般化されつつあり多くの企業がサテライトオフィスに前向き
- ・ 令和元年度の同事業において57社が参加

サテライトオフィス マッチングセミナー

地方公共団体と民間企業との
マッチング機会を提供



地方公共団体

- ・ 多くの地方公共団体が誘致に取り組む
- ・ 令和元年度の同事業において、43団体がセミナーに出展し、サテライトオフィス支援策をPR

「お試しサテライトオフィス」に係る特別交付税措置

- 地方公共団体による都市部企業等の社員の「お試し勤務」の受入れを通じたサテライトオフィス誘致の取組に 要する経費について特別交付税措置

対象経費:都市部の企業のお試し勤務の誘引に要する経費(都市部におけるPR経費等)

:お試し勤務環境の用意に要する経費(オフィスの賃料等(原則、ハード事業は対象外))

:お試し勤務期間中の活動に要する経費(交通費、地元企業とのビジネスマッチングイベント開催費等)

※ 対象経費の上限額:1団体当たり1,000万円

※ 措置率0.5×財政力補正

お試しサテライトオフィス特設サイト・Facebookページの活用

魅力あふれる職場環境を求める民間企業やサテライトオフィスの開設・誘致を目指す地方公共団体に向けて情報を発信するため、「お試しサテライトオフィス」特設サイト及びFacebookページを開設。

- 特設サイトでは、地方公共団体のサテライトオフィスの取組内容、企業の「お試し勤務」を受け入れる施設や地域の紹介などを掲載
- 併せてFacebookページで総務省及び関係地方公共団体における事業内容を適時発信

お試しサテライトオフィス 特設サイト

▶ <http://www.soumu.go.jp/satellite-office/>



総務省 お試しサテライトオフィス Facebookページ

▶ <https://www.facebook.com/otameshisatelliteoffice/>



地域活性化起業人（企業人材派遣制度）の創設

※令和3年度より

○ 現行制度※を刷新し、幅広く地域活性化の課題に対応して地域を起こす企業人材の派遣に係る制度を創設。

※令和2年度まで地域おこし企業人制度として推進

対象者

三大都市圏に所在する企業等の社員（在籍派遣）

※三大都市圏に本社機能を有する企業等については派遣時に三大都市圏に勤務することを要しない

受入団体

①三大都市圏外の市町村

②三大都市圏内の市町村のうち、条件不利地域を有する市町村、定住自立圏に取り組む市町村及び人口減少率が高い市町村

1,429市町村
(現行は条件不利地域など1,188団体)

活動内容(例)

地域活性化に向けた幅広い活動に従事

○観光振興

○地域製品の開発・販路拡大

○ICT分野(デジタル人材)

○地域経済活性化(中小企業のハンズオン支援)

○中心市街地活性化

等

特別交付税措置

○派遣元企業に対する負担金など起業人の受入に要する経費 上限額 年間560万円/人

○起業人が発案・提案した事業に要する経費 上限額 年間100万円(措置率0.5)/人

○起業人の受入準備経費 上限額 年間100万円(措置率0.5)/団体
(派遣元企業に対する募集・PR、協定締結のために必要となる経費)

期間

6ヵ月～3年

自治体

民間のスペシャリスト人材
を活用した地域の課題解決へのニーズ

- ⇒ 民間企業において培った専門知識・業務経験・人脈・ノウハウを活用
- ⇒ 外部の視点・民間の経営感覚・スピード感覚を得ながら取組を展開

民間企業

社会貢献マインド
人材の育成・キャリアアップなど

- ⇒ 民間企業の新しい形の社会貢献
- ⇒ 多彩な経験を積ませることによる人材育成・キャリアアップ
- ⇒ 経験豊富なシニア人材の新たなライフステージを発見

(協定締結)

福島県伊達市

イオンリテール株式会社

【所属課室】 総務部 秘書広報課(令和2年4月1日任命)

【受入自治体における課題】

- ・少子高齢化による人口の自然減、若者の都市部への流出による社会減がモデルパターンよりも進行している。
- ・第1次産業が中心の自然豊かなまちであるが、農産物を使った商品開発の遅れなど素材の魅力を活かしきれておらず、農産物に関わる担い手が不足。新規就農者を増やす必要がある。

【派遣元企業の人脈やノウハウ等をいかした業務】

- ・中国四国、九州の多くの県産品に関わり、様々な地域の産品や食文化に関わった他、転勤で多くの地に居住した経験を活かし、よそ者の目で地域の人気が気付かない魅力を引き出している。
- ・地域産品の推奨や販路拡大、加工品開発に取組んだ経験を活用し、本市産品の販路拡大及び6次産業化の推進に協力している。
- ・イオンGでの人脈と協力を活かし、6次産業化に向け現役バイヤーとともに商品化に向け改善を重ねている。

【企業人活用の成果ポイント】

- ・イオンの協力で、コロナ禍で中止となったトップセールスに代わるオンライン中継によるトップセールスを実施。
地域産品である桃のPRに繋がった。



岩手県釜石市

株式会社LIFULL (不動産情報サービス事業等)

【取組内容】 (派遣期間：平成30年4月～令和2年3月)

- ・空き家情報の集約・発信
- ・空き家利活用を推進する人材育成
(民間主導事業へのシフト、地元人材の育成等)
- ・民泊推進(物件改装・運営等に関する民間ノウハウの提供)

【取組成果】

- ・営業時代のノウハウを活かし、活用できる空き家の掘り起こしや利用者とのマッチングを推進
- ・空き家活用によるモデルケース(ルームシェア×民泊利用)づくりを推進



三重県いなべ市

株式会社ベネッセコーポレーション (教育支援事業等)

【取組内容】 (派遣期間：平成30年10月～令和3年3月(予定))

- ・教師に向けたICTシステム操作支援
- ・ICTを活用した教材作成支援、校内研修等の支援

【取組成果】

- ・教員への事前研修の実施を通してICTに対し苦手意識を有する教員への対応が進んだ。
- ・ICTを活用した授業資料や授業内容において様々な提案がなされた
- ・事業展開を進める上で、地域密着型事業提供モデルとしての好事例となった。



地域活性化起業人の実績等①

※令和2年度まで地域おこし企業人制度として推進

実績

※特別交付税ベース

年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度
企業人数	22人	28人	37人	57人	70人	95人
受入団体数	17団体	25団体	32団体	50団体	56団体	65団体

20代	30代	40代	50代	60代
11人 (12%)	24人 (25%)	19人 (20%)	33人 (35%)	8人 (8%)

活躍先

(令和元年度特別交付税ベース)

都道府県名	市町村名	人数	派遣元企業
北海道	夕張市	1	株式会社 ANA総合研究所
	ニセコ町	1	株式会社 JTB
	長沼町	1	公益財団法人 日本生態系協会
	美瑛町	1	ヤフー株式会社
	利尻町	1	特定非営利法人 離島経済新聞社
	厚真町	1	株式会社 フェリシモ
		1	株式会社 クーバル
	安平町	1	ソフトバンク 株式会社
1		株式会社 FoundingBase	
青森県	弘前市	1	伊藤忠TC建機 株式会社
岩手県	釜石市	1	株式会社 LIFULL
	田野畑村	1	株式会社 アースカラー
	洋野町	1	ワタミファーム&エナジー 株式会社
秋田県	仙北市	1	株式会社 JTB
福島県	郡山市	1	株式会社 JTB
	南相馬市	1	イオンリテール 株式会社
栃木県	佐野市	1	株式会社 JTB

都道府県名	市町村名	人数	派遣元企業
埼玉県	横瀬町	1	独立行政法人 国際協力機構
	小鹿野町	1	株式会社 近畿日本ツーリスト首都圏
新潟県	糸魚川市	1	独立行政法人 都市再生機構
		1	株式会社 日本旅行
	粟島浦村	2	株式会社 離島キッチン
富山県	魚津市	1	株式会社 JTB
	朝日町	1	創造系不動産 株式会社
		2	合同会社 マーチオークシー
福井県	池田町	1	株式会社 森のエネルギー研究所
山梨県	甲府市	1	株式会社 JTB/パブリッシング
長野県	上田市	1	株式会社 東急エージェンシー
	伊那市	1	沖電気工業 株式会社
		1	ソフトバンク 株式会社
	飯山市	1	クラブツーリズム 株式会社
	小海町	1	株式会社 さとゆめ
	根羽村	1	株式会社 WHERE
	信濃町	1	マーキュリープロジェクトオフィス 株式会社

地域活性化起業人の実績等②

都道府県名	市町村名	人数	派遣元企業
岐阜県	郡上市	1	株式会社 電通
	飛騨市	1	楽天 株式会社
静岡県	下田市	1	株式会社 東急エージェンシー
三重県	いなべ市	2	有限会社 ワールドクリーン
		1	チームラボセールス 株式会社
		2	自然応用科学 株式会社
		2	株式会社 ベネッセコーポレーション
		1	株式会社 キナン
	多気町	1	ソフトバンク 株式会社
		1	グローブマーケティング 株式会社
		1	丸亀不動産 有限会社
	明和町	1	産経新聞東京本社
滋賀県	彦根市	1	株式会社 JTB
京都府	笠置町	1	株式会社 近畿日本ツーリスト関西
		2	京都信用金庫
		2	有限会社 アドスプリング
		1	株式会社 日本旅行

都道府県名	市町村名	人数	派遣元企業
兵庫県	西脇市	1	株式会社 電通
	南あわじ市	1	株式会社 近畿日本ツーリスト関西
	淡路市	2	株式会社 近畿日本ツーリスト関西
奈良県	吉野町	1	株式会社 JTB
	川上村	1	株式会社 価値総合研究所
		1	株式会社 南都銀行
		1	市民生活協同組合ならこーブ
鳥取県	伯耆町	1	株式会社 ルネサンス
島根県	雲南市	1	株式会社 竹中工務店
広島県	福山市	1	あいおいニッセイ同和損害保険 株式会社
	安芸高田市	1	株式会社 WHERE
		1	株式会社 iD
	神石高原町	1	パーソルプロセス&テクノロジー 株式会社
山口県	宇部市	1	日本航空 株式会社
香川県	三豊市	1	株式会社 電通西日本
		1	株式会社 MATCHA

地域活性化起業人の実績等③

都道府県名	市町村名	人数	派遣元企業
愛媛県	宇和島市	1	株式会社 ウインウイン
	西条市	1	リコージャパン 株式会社
高知県	四万十市	1	株式会社 ANA総合研究所
	土佐町	1	プラスクラス・スポーツ・インキュベーション 株式会社
	四万十町	1	株式会社 ぱど
福岡県	糸島市	1	株式会社 たしざん
		1	株式会社 博報堂
佐賀県	伊万里市	2	日本航空 株式会社
熊本県	天草市	1	株式会社 ANA総合研究所
	南小国町	1	株式会社 JTB
大分県	日田市	1	株式会社 ガイアックス
宮崎県	日向市	1	KNT-CTホールディングス 株式会社
鹿児島県	大崎町	1	一般社団法人 リバースプロジェクト
	肝付町	1	株式会社 ANA総合研究所
	和泊町	1	セントラルスポーツ 株式会社

都道府県名	市町村名	人数	派遣元企業
沖縄県	那覇市	1	株式会社 キョードーファクトリー
	沖縄市	1	富士通 株式会社
		1	株式会社 電通
		1	株式会社 ANA総合研究所

地域人材ネット

外部専門家（＝地域力創造アドバイザー）のデータベース

- 都道府県や各省庁等の推薦を受け、地域独自の魅力や価値の向上の取組を支援する民間専門家や先進自治体で活躍している職員(課)を登録
- 民間専門家(344名)、先進自治体で活躍している職員(16名(組織を含む)) (令和2年7月20日現在 計360名・組織)
- 地域力創造アドバイザー検索ページ <http://www.soumu.go.jp/ganbaru/jinzai/index.html>

財政措置

- 対象市町村：①3大都市圏外の市町村
②3大都市圏内の市町村のうち、条件不利地域を有する市町村、定住自立圏に取り組む市町村及び人口減少率が高い市町村
※令和3年度より3大都市圏外の都市地域等も対象とするよう地域要件を拡充
- 財政措置の内容：
市町村外在住の外部専門家を年度内に延べ10日以上又は5回以上招へい(リモート可)して、地域独自の魅力や価値を向上させる取組を実施した場合に、市町村に対して特別交付税措置をする
- 1市町村当たり、以下に示す額を上限額として、最大3年間
 - ◇ 民間専門家等活用 (5,600千円/年) ◇ 先進自治体職員(組織)活用 (2,400千円/年)

活用事例

<新潟県胎内市>

【取組事例】

ワイン製造施設運営事業において、ワインの品質向上等を目的にアドバイザー制度を活用。具体的には、**市職員やワイン製造関係者を対象に、年8回に渡り商品開発や醸造に関する指導や助言を受けた。**

【成果・効果】

ワインコンクールでの受賞や業界での評価向上に伴い、出荷量が増加するとともに、マーケティングの指導も受けた結果、「胎内高原ワイン」のブランド化にも成功した。



<北海道栗山町>

【取組事例】

栗山町地域おこし協力隊起業アドバイザー招聘事業において、カフェバルの開店を目的にアドバイザー制度を活用。具体的には、**協力隊の方を対象に、任期終了後に向けて、延べ12日に渡り起業・ビジネスをするための学習会や経営に関する指導や助言を受けた。**

【成果・効果】

飲食業や若者のコミュニティづくりに資する事業を担うことを目標に合同会社を設立。町内駅前通りに活動拠点となるカフェバルをオープンした。



地域おこし協力隊について

地域おこし協力隊とは

- **制度概要**：都市地域から過疎地域等の**条件不利地域に住民票を異動**し、生活の拠点を移した者を、地方公共団体が「地域おこし協力隊員」として委嘱。隊員は、一定期間、地域に居住して、地域ブランドや地場産品の開発・販売・PR等の地域おこしの支援や、農林水産業への従事、住民の生活支援などの**「地域協力活動」を行いながら、その地域への定住・定着を図る**取組。
- **実施主体**：地方公共団体
- **活動期間**：**概ね1年以上3年以下**
- **地方財政措置**：
 - ◎ 地域おこし協力隊取組自治体に対し、概ね次に掲げる経費について、**特別交付税措置**
 - ① 地域おこし協力隊員の活動に要する経費：隊員1人あたり440万円上限 ⇒ **令和3年度から470万円上限（うち報償費等については270万円を上限）**（報償費等240万円〔※〕、その他の経費（活動旅費、作業道具等の消耗品費、関係者間の調整などに要する事務的な経費、定住に向けた研修等の経費など）200万円）
 - ※ 隊員のスキルや地理的条件等を考慮した上で、最大290万円まで支給可能とするよう弾力化することとしている（隊員1人当たり440万円の上限は変更しない。）
 - ② 地域おこし協力隊員等の起業・事業承継に要する経費：最終年次又は任期終了翌年の起業する者又は事業を引き継ぐ者1人あたり100万円上限
 - ③-1 地域おこし協力隊員の募集等に要する経費：1団体あたり200万円上限
 - ③-2 「おためし地域おこし協力隊」に要する経費：1団体あたり100万円上限
 - ◎ 都道府県が実施する地域おこし協力隊等を対象とする研修等に要する経費について、普通交付税措置（平成28年度から）
 - ◎ 都道府県が実施する地域おこし協力隊員OB・OGを活用した現役隊員向けのサポート体制の整備に要する経費について、普通交付税措置（令和2年度から）



地域おこし協力隊導入の効果

～地域おこし協力隊・地域・地方公共団体の「三方よし」の取組～

地域おこし協力隊

- 自身の才能・能力を活かした活動
- 理想とする暮らしや生き甲斐発見

地域

- 斬新な視点（ヨソモノ・ワカモノ）
- 協力隊員の熱意と行動力が地域に大きな刺激を与える

地方公共団体

- 行政ではできなかった柔軟な地域おこし策
- 住民が増えることによる地域の活性化

隊員数、取組団体数の推移

⇒ **令和6年度に8,000人を目標**

年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度
隊員数	89人	257人	413人	617人	978人	1,629人 (1,511人)	2,799人 (2,625人)	4,090人 (3,978人)	4,976人 (4,830人)	5,530人 (5,359人)	5,503人 (5,349人)
団体数	31団体	90団体	147団体	207団体	318団体	444団体	673団体	886団体	997団体	1,061団体	1,071団体

※総務省の「地域おこし協力隊推進要綱」に基づく隊員数

※平成26年度以降の隊員数は、名称を統一した「田舎で働き隊（農林水産省）」の隊員数（26年度：118人、27年度：174人、28年度：112人、29年度：146人、30年度：171人、令和元年度：154人）と合わせたもの。カッコ内は、特別交付税算定ベース。

隊員の約4割は女性

隊員の約7割が20歳代と30歳代

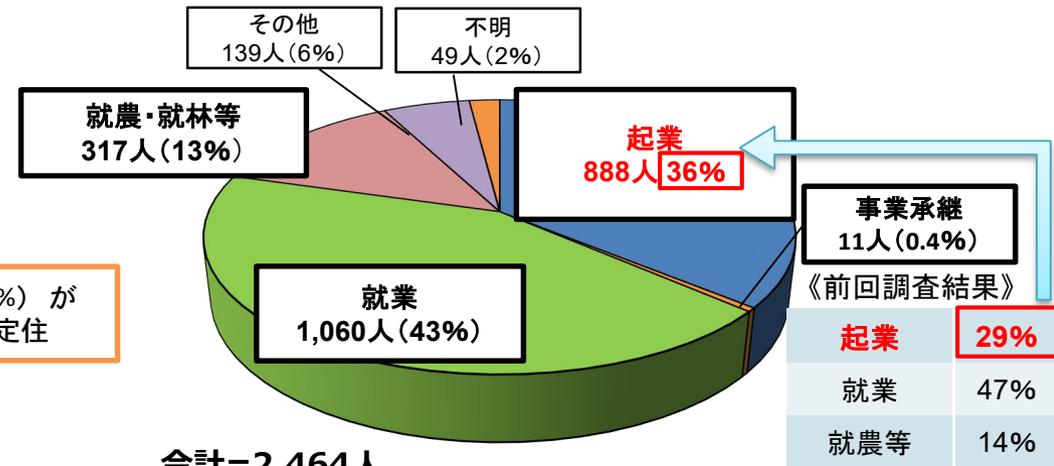
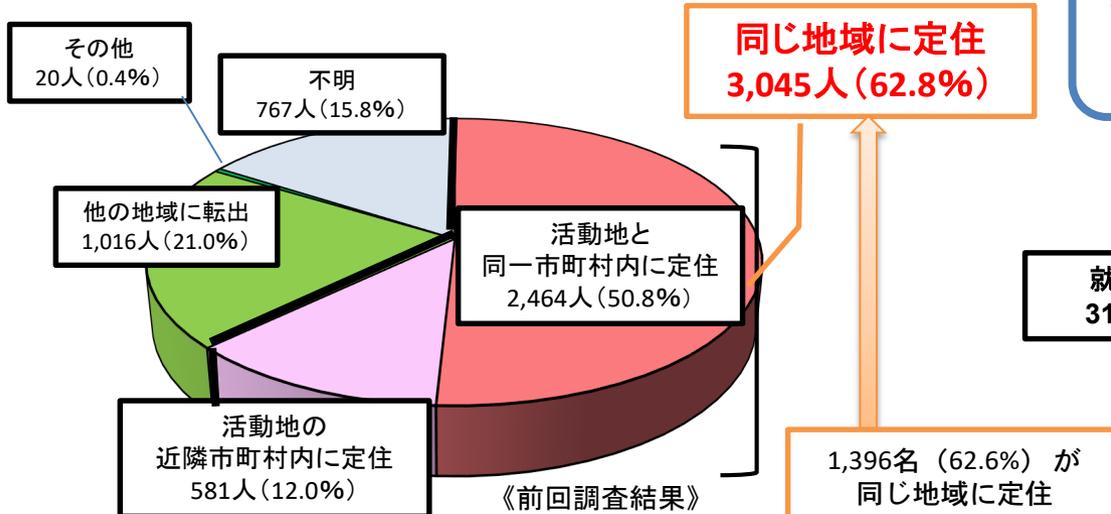
任期終了後、約6割が同じ地域に定住
※H31.3末調査時点

地域おこし協力隊の定住状況等に係る調査結果概要 (令和2年1月公表)

○平成31年3月31日までに任期終了した地域おこし協力隊員の定住状況等について調査を実施。
(前回調査：平成29年3月31日までに任期終了した隊員)

任期終了後、約6割の隊員が同じ地域に定住

同一市町村内に定住した者は2,464人
前回調査(1,075人)比で約2.3倍に増加
うち、3人に1人以上(36%)が起業
前回調査時(29%)から増加



活動地と同一市町村内に定住	48%
活動地の近隣市町村内に定住	14%

合計=4,848人
(前回=2,230人)

合計=2,464人
(前回=1,075人)

起業	29%
就業	47%
就農等	14%

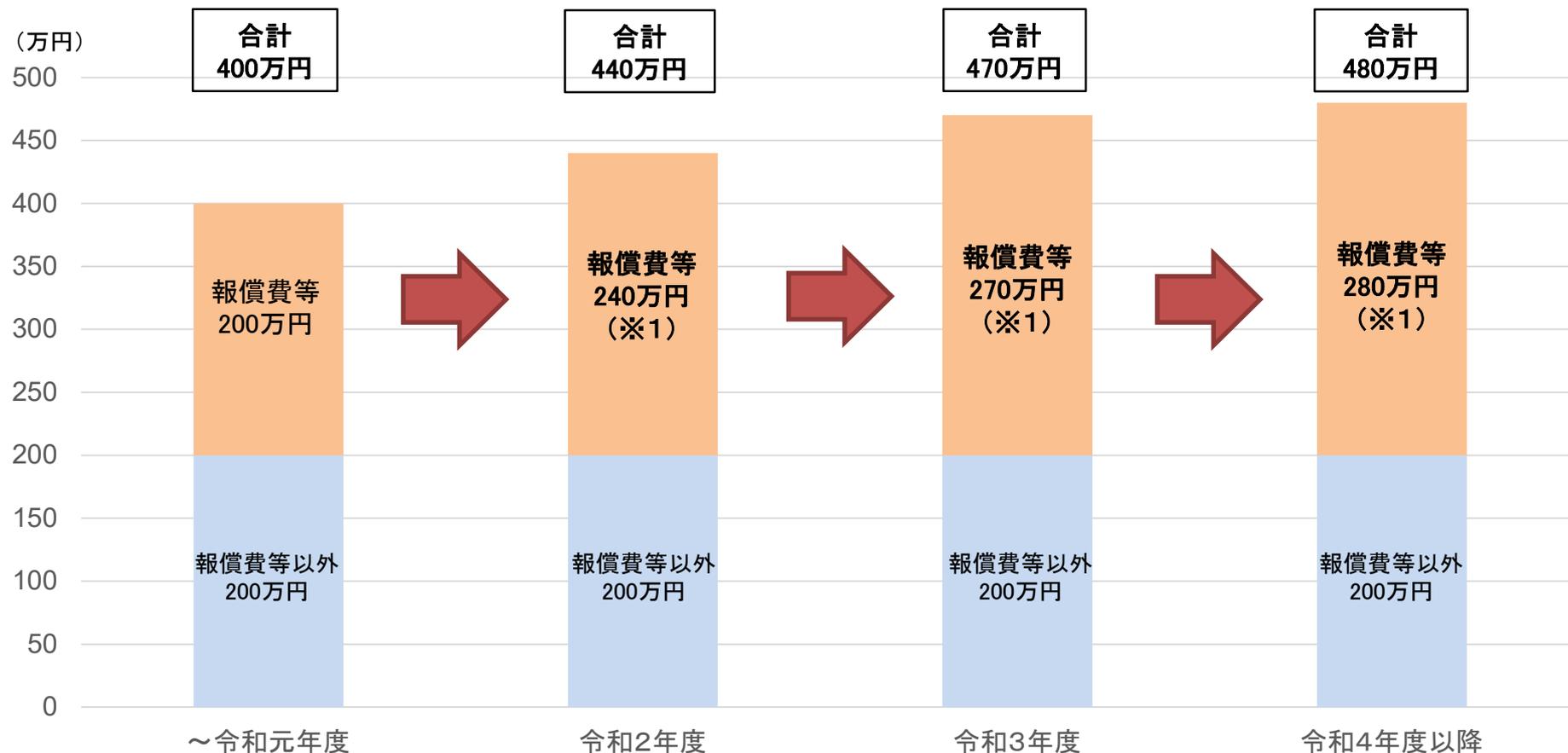
任期終了後定住した隊員の動向

起業	就業	就農・就林等	事業承継
○飲食サービス業(古民家カフェ、農家レストラン等) 151名	○行政関係(自治体職員、議員、集落支援員等) 302名	○農業 262名	○11名(酒造の承継、民宿の承継等)
○美術家(工芸含む)、デザイナー、写真家、映像撮影者 110名	○観光業(旅行業・宿泊業等) 120名	○林業 31名	
○宿泊業(ゲストハウス、農家民宿等) 104名	○農林漁業(農業法人、森林組合等) 86名	○畜産業 12名	
○6次産業(猪や鹿の食肉加工・販売等) 79名	○地域づくり・まちづくり支援業 74名	○漁業・水産業 4名	
○小売業(パン屋、ピザの移動販売、農作物の通信販売等) 73名	○医療・福祉業 53名	ほか	
○観光業(ツアー案内、日本文化体験等) 51名	○小売業 46名		
○まちづくり支援業(集落支援、地域ブランドづくりの支援等) 42名 ほか	○製造業 43名		
	○教育業 36名		
	○飲食業 33名 ほか		

※準備中・研修中を含む

会計年度任用職員制度導入に伴う特別交付税措置の上限額の引上げについて

- 令和2年度から会計年度任用職員制度が導入されたことに伴い、期末手当や退職手当等が支給されることとなったことを踏まえ、地域おこし協力隊員の活動に要する経費に係る特別交付税措置の上限額を以下のとおり引上げ。



※1 隊員のスキルや交通条件等を考慮した報償費等の弾力化については、令和2年度は上限290万円、令和3年度は上限320万円、令和4年度以降は上限330万円とする(この場合も活動に要する経費の上限は、令和2年度は440万円、令和3年度は470万円、令和4年度以降は480万円)。

※2 今回の報償費等の引上げについては、地方自治体と隊員との間で委託契約を締結する等、地方自治体と隊員との間に任用関係が無い場合も対象となることから、当該場合においても隊員に対して各種手当に準じた支給がなされるよう、適切に対応されたい。

地域おこし協力隊～取組事例～

北海道標茶町

【活動内容】

- ・標茶町には軍馬生産から続く乗用馬文化が根付いていることを活かし、「馬を核とした地域づくり」を目指す「道東ホースタウンプロジェクト」を立ち上げ。乗馬のみならず、馬の世話まで含めた地場体験ツアーを企画し、リピーターを作ること
- ・都市圏の乗馬愛好者対象のマーケティング調査や、ホーストレッキングツアーの開催、ホーストレッキングコースの開発も行う。

【ポイント】

- ・道内旅行で体験した乗馬が趣味となり、以来道東の牧場施設等を訪れていたことが縁で隊員となった。
- ・本プロジェクトは町で初の官民連携事業。



愛知県東栄町

【概要】

- ・地域資源を活用した誘客事業

【活動内容】

- ・美をテーマとした観光振興
- ・協力隊の卒業生が立ち上げた手作りコスメティック体験事業「naori」の講師
- ・地域素材を活用した手作り石鹸の商品化に向けた取り組み
- ・ワラチワークショップやエコイベントの開催

【ポイント】

- ・「美」を町の共通テーマとして発信し、集客することで地域が稼ぐ「ビューティーツーリズム」事業。
- ・その主軸となる「naori」講師を務めることで、自立への第一歩とする。



福島県西会津町

【概要】

- ・伝統工芸の継承(出ヶ原和紙)

【活動内容】

- ・体験ワークショップの実施
- ・商品制作(委嘱状・感謝状・オーダー建具等)
- ・展示(喜多方プラザ・西会津国際芸術村)
- ・原料作り
- ・工房整備(アーティストインレジデンス)

【ポイント】

- ・アーティストインレジデンスはリトアニア美術学校の副校長を務めるアーティストも滞在し、和紙づくりを体験した。今後も国際的な交流・PRが期待できる。



茨城県高萩市

【概要】

- ・食用ほおずきのブランド化を目的とした活動

【活動内容】

- ・栽培、収穫、加工、販売、PR活動を行うほか、農業を通じた地域活性化の取り組みを行っている。

【ポイント】

- ・食用ほおずきを主とした、農業的ライフスタイルを確立する事で、交流人口の拡大を図るなど、ほおずき産地化に向けて活動している。
- ・前職を退職後、就農を志し受講した国内外の研修で習得した知識や経験を活かし食用ほおずきのブランド化の牽引役として活躍している。



地域おこし協力隊～「任期終了後」の活躍事例～

島根県雲南市

40代女性 起業

【定住状況】

・任期終了した4名の隊員のうち3名が定住。(平成29年7月1日時点)

【活動内容】

- ・隊員期間中は小学校が閉校した地域に入り、地域づくりに携わっていた。
- ・任期終了後、農地付き空家を購入し、農村民泊やカフェをしている。また、専門性を活かして、小中学校でのダンス授業や、幅広い世代への体づくりのワークショップや施術を行なうほか、ラジオで地域情報番組のパーソナリティをする等している。

【ポイント】

- ・元々の専門である体づくりの仕事と、協力隊の経験を活かした仕事を組み合わせた「多業」。



新潟県十日町市

30代男性 就業

【定住状況】

・任期終了した40名の隊員のうち27名が定住。(平成29年8月1日時点)

【活動内容】

- ・任期活動中は、地場農産物の地産地消活動、出張販売、春夏秋冬体験アクティビティの開発、支援世帯の病院送迎、除雪などに取り組んでいた。
- ・任期終了後は、里山体験に特化した法人を立ち上げ、自身もガイドとして、様々な里山体験ツアーなどを開催している。

【ポイント】

- ・任期中の隊員活動の実績を元にした、活動地での起業と就業。



岡山県美作市

20代男性 就農

【定住状況】

・任期終了した17名の隊員のうち12名が定住。(平成29年6月1日時点)

【活動内容】

- ・任期期間中は、棚田の再生が活動の軸となり、再生した棚田で農業や、周辺の森林資源を活かした林業を行う。また古民家を利用したコミュニティスペースづくりやイベントへの参加・協力・企画などの活動に取り組んでいた。
- ・任期終了後は、再生した棚田での米作りやにんにくなど農作物の生産を行いながら広葉樹施業、シイタケの原木栽培なども行っている。

【ポイント】

- ・過疎化で衰退してしまった棚田での米作りを再生した。



鳥取県八頭町

20代女性 就業

【定住状況】

・任期終了した6名の隊員のうち4名が定住。(平成29年7月1日時点)

【活動内容】

- ・任期活動中は、志子部集落で特産品の開発や交流体験事業の企画提案を行っていた。また地域の特産品を売る販路づくりなどを通して、地域のPR活動を行っていた。
- ・任期終了後はきのこの研究機関にコーディネーターとして就業。広報や企画の仕事を通じてキノコの美味しさや魅力を発信している。

【ポイント】

- ・地元の人から信頼を得て、活動を行っていた地で就業。



地域おこし協力隊 都道府県別任期終了者数と定住率

都道府県名	任期終了者数	うち定住者数※	定住率	都道府県名	任期終了者数	うち定住者数※	定住率
北海道	704	496	70.5%	滋賀県	68	40	58.8%
青森県	36	25	69.4%	京都府	43	32	74.4%
岩手県	73	48	65.8%	大阪府	0	0	—
宮城県	58	28	48.3%	兵庫県	98	56	57.1%
秋田県	67	31	46.3%	奈良県	97	68	70.1%
山形県	165	93	56.4%	和歌山県	33	21	63.6%
福島県	103	59	57.3%	鳥取県	119	75	63.0%
茨城県	76	44	57.9%	島根県	287	153	53.3%
栃木県	64	40	62.5%	岡山県	183	106	57.9%
群馬県	89	46	51.7%	広島県	103	67	65.0%
埼玉県	10	7	70.0%	山口県	48	38	79.2%
千葉県	26	16	61.5%	徳島県	115	71	61.7%
東京都	10	8	80.0%	香川県	29	17	58.6%
神奈川県	2	1	50.0%	愛媛県	109	75	68.8%
新潟県	173	126	72.8%	高知県	216	141	65.3%
富山県	51	32	62.7%	福岡県	90	65	72.2%
石川県	31	18	58.1%	佐賀県	22	11	50.0%
福井県	75	50	66.7%	長崎県	123	67	54.5%
山梨県	197	109	55.3%	熊本県	77	57	74.0%
長野県	383	246	64.2%	大分県	143	95	66.4%
岐阜県	77	45	58.4%	宮崎県	75	47	62.7%
静岡県	48	40	83.3%	鹿児島県	118	64	54.2%
愛知県	24	15	62.5%	沖縄県	40	23	57.5%
三重県	70	33	47.1%				

※活動地と同一市町村内に定住した者と、活動地の近隣市町村内に定住した者の計

各地域での研修機会の充実を

- 総務省主催による初任者研修やステップアップ研修、受入自治体向け研修のほか、都道府県単位又はブロック単位でも同様に各種研修等を実施している例が増えている。
 - 隊員の円滑な地域協力活動の実施や任期終了後の定住・定着の支援に加え、**隊員同士の交流の機会**を確保する観点からも、こうした研修等をさらに充実させていく必要がある。
 - 隊員の起業等について、各都道府県の「よろず支援拠点」との連携も考えられる。
- **都道府県が実施する地域おこし協力隊等を対象とする研修等に要する経費について、普通交付税措置（平成28年度から）**

各団体の取組内容

愛媛県

○隊員向け研修

- ・ 県内の隊員及び集落支援員を対象とした「愛媛県地域おこし協力隊・集落支援員交流研修会」を開催している。隊員及び集落支援員間で情報交換をし、ネットワークを形成するとともに、自己の活動の意識啓発を目的としている。
- ・ 移住コンシェルジュ（県集落支援員）が、隊員を定期的に訪問するとともに、情報共有を行い、地域おこし協力隊のネットワーク・サポート体制を構築。それにより、隊員間の連携強化や不安解消を図り、定住につなげる活動を行っている。

新潟県

○隊員向け研修

- ・ 地域に入る心構えや地方自治体職員・地域住民との関係づくりの方法を学ぶための「初任者研修」を開催している。
- ・ 市町村担当者と隊員及び他の地域の隊員同士の交流と意思の共有を目的とした「隊員・担当者向け交流ネットワーク会議」も開催している。

○地方自治体職員向け研修

- ・ 隊員の受入れ体制の構築促進と、地方自治体における隊員受入れについてのビジョン形成の促進を目的に「市町村担当者研修」、「協力隊募集ワークショップ」を開催している。

地域おこし協力隊の推進に要する経費

R3予算額(案): 1.5億円
(R2予算額: 1.5億円)

- 地域おこし協力隊の隊員数は、令和元年度は5,503人であり、令和6年度に8,000人に増やすという目標を掲げている(まち・ひと・しごと創生基本方針2020)。この目標に向け、「地域おこし協力隊等の強化」を行うこととしている(経済財政運営と改革の基本方針2020)。
- 具体的には、全国サミットの開催やオンラインの活用により広く制度の周知を行うとともに、隊員・地方公共団体双方への研修等により、隊員の円滑な活動を支援し、地域への人材環流を推進する。

制度周知・隊員募集

■「地域おこし協力隊全国サミット」の開催

- ・地域おこし協力隊や地方公共団体関係者のほか広く一般の方の参加も得て「地域おこし協力隊全国サミット」及び地方での「ミニサミット」を開催し、事例報告やPR等により広く制度を周知するとともに、隊員同士の学び、交流の場を提供。

■オンラインを活用した制度周知

- ・SNS等のオンラインツールを活用し、これらの情報を発信とともに、映像等を用いた広報を実施。



隊員活動期間中

■「地域おこし協力隊サポートデスク」等による相談体制の確保

- ・隊員や地方公共団体担当職員からの相談に一元的に対応できるよう「地域おこし協力隊サポートデスク」において効果的なアドバイスを提供。
- ・各地域における協力隊OB・OGのネットワークづくりを推進することにより、より身近なサポート体制を構築。

■「地域おこし協力隊員向けの研修会」の実施

- ・初任隊員向けの「初任者研修」、2～3年目の隊員向けの「ステップアップ研修」等の各種研修会を開催するとともに、更なる研修機会の確保・充実を図る。

■「地方公共団体職員向け研修会」の実施

- ・より一層の制度理解、隊員の円滑な活動の支援、地域への人材還流を促進するため、地方公共団体職員向けの研修機会の確保・充実を図る。

■地域おこし協力隊「ビジネスサポート事業」の実施

- ・現役隊員、OB・OGから広く提案を募集し、隊員の創意工夫によるビジネスプランの磨き上げを実施。
優れたビジネスプランについては、現地において専門家によるサポートを強化。



任期後

起業・定住

地域への
人材還流を
推進!

地域おこし協力隊サポートデスク事業

- 地域おこし協力隊員の地域での活動が円滑に行えるよう受入・サポート態勢を支援
「移住・交流情報ガーデン」内に相談窓口を開設（平成28年9月27日開設）

事業内容

- 地域おこし協力隊員や受入自治体からの相談に一元的に対応できる
「地域おこし協力隊サポートデスク」を開設。
- 専門の相談員を配置し、隊員や自治体担当者から対面のほか、電話やメールでの相談・問合せを受け付け、効果的なアドバイスを提供。
- 全国の地域に共通する課題に対する経験やノウハウを共有化し、解決を後押し。
- 専門の相談員（協力隊員OB・OG等）7名（うち女性3名）でサポート。

※ ただし、地域おこし協力隊に要する経費に対する財政措置や地方公務員法関係については、サポートデスクではなく、各都道府県又は総務省にお問い合わせください。

地域おこし協力隊サポートデスクの相談対応状況

（平成28年9月27日～令和2年3月31日・営業日1,066日間）

相談件数

合計4,555件	
・ 電話	3,354件
・ 電子メール	842件
・ 来訪（対面）	355件
・ 出張	4件

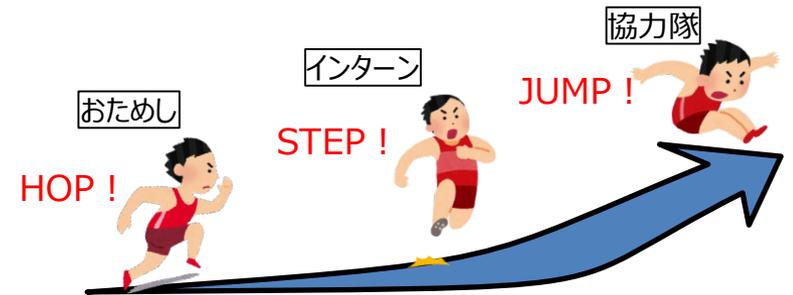
相談者区分

・ 自治体関係者	2,265件（49.7%）
・ 地域おこし協力隊員	1,692件（37.1%）
・ 協力隊希望者	257件（5.6%）
・ その他	341件（7.5%）

- 地域おこし協力隊は、平成21年度の創設以降、年々隊員数が増加し、令和元年度では5,503人の隊員が全国1,071の団体に活躍している。また、隊員OB・OGについても、引き続き地域で活躍されるなど地域活性化に大きく貢献している。こうした取組をさらに展開するため、地域おこし協力隊の強化を行う。

地域おこし協力隊インターンの創設

- ・「おためし地域おこし協力隊」（2泊3日程度）を実施しているが、隊員としての実際の活動や生活がより具体的にイメージできるよう、2週間～3か月、実際の地域おこし協力隊と同様の活動に従事してもらう「地域おこし協力隊インターン」を新たに創設。



★財政措置（特別交付税措置）

- ・インターンのプログラム作成等に要する経費：1団体あたり100万円上限
- ・協力隊インターン参加者の活動に要する経費：1人・1日あたり1.2万円上限

定住に向けた支援の強化

- (1) 任期後の住まい確保支援措置の創設
- ・協力隊が活動する条件不利地域では賃貸物件も少なく、住まいが定住する際のハードルとなっているとの声があるため、新たな支援を創設。

- (2) 起業支援の対象期間の拡大
- ・コロナの影響で資格取得が遅れ起業も遅れてしまうといった声がある。そこで、令和3年度に限り、任期後の対象期間を1年→2年へ延長。

★財政措置（特別交付税措置）

- ・対象経費：任期後の隊員が定住するための空き家の改修に要する経費
- ・措置率等：措置率0.5（財政力補正なし）



海外在住者向けの地域要件緩和

- ・現行、地域おこし協力隊員となるには、都市地域から転出することが要件となっているが、海外在住者が地域おこし協力隊員となる際に、国内の都市地域に住民票を異動させずに、直接地域おこし協力隊着任できるよう、地域要件の見直しを行う。

- 地方公共団体が重要プロジェクトを実施する際には、外部専門人材、地域、行政、民間などが連携して取り組むことが不可欠だが、そうした関係者間を橋渡ししつつプロジェクトをマネジメントできる「ブリッジ人材」が不足。そこで、市町村がそうした人材を「地域プロジェクトマネージャー」として任用する際の支援措置（地方財政措置）を新たに創設。

イメージ

★ブリッジ人材が不在だと・・・

- ・コミュニケーション不足から混乱が生起、関係者がお互いに不信感



- ・せっかく外部専門人材を招へいできても孤立



⇒プロジェクトの実感があがらない状態に

★地域プロマネ任用により・・・

- ・多様な関係者間を調整、橋渡し



- ・チームとしてプロジェクトを推進



⇒プロジェクトを着実に成果へつなげる！

制度概要

★人物像

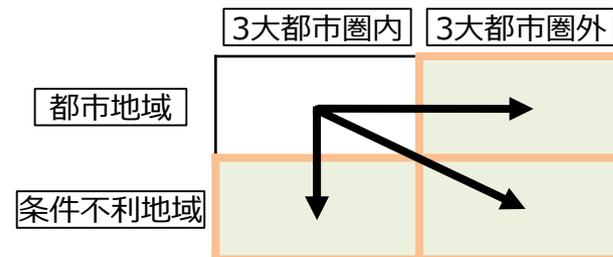
- ・地域の実情の理解、専門的な知識、仕事経験を通じた人脈、受入団体及び地域との信頼関係 etc
- ⇒地域おこし協力隊OB・OG、地域と関係の深い専門家 等

★地方財政措置

- ・地域プロジェクトマネージャーの雇用に必要な経費を対象に、650万円/人を上限に特別交付税措置
- ・1市町村あたり1人、1人あたり3年間を上限

★地域要件

- ・3大都市圏内又は3大都市圏外都市地域から、条件不利地域へ住民票を異動（地域おこし協力隊と同様）
- ・ただし、現地の協力隊から任用される場合には移住は求めない



地域プロジェクトマネージャーの創設

参考事例①（群馬県みなかみ町）

人物：外部人材（地域おこし協力隊OB）

事業：道の駅の直売所運営、地場産品を活かした特産品開発（プロジェクトの企画・進行、関係者との連絡調整、外部人材の手配）

成果：着任前に比べ売上増加、施設の入れ込み客増加



（出典）道の駅 たくみの里HP

参考事例②（山梨県富士吉田市）

人物：外部人材（地域おこし協力隊OB）

事業：空き家の再活用、地域事業者と協力した建築設計・企画業務（プロジェクトの企画・進行、関係者との連絡調整等）

成果：移住してきた移住者等による空き家・空き店舗活用
ゲストハウス開業



（提供）富士吉田市

参考事例③（岐阜県郡上市）

人物：外部人材（電通社員として、また自身が経営する法人を通じて郡上市に継続的に関与（地域おこし企業人））

事業：移住と雇用創出をセットにした事業「郡上カンパニー」の立ち上げ（プロジェクトの企画・進行、関係者との連絡調整、外部人材の手配）

成果：3年間で19人の起業挑戦者を誘致
100人以上のプロジェクト人口を創出



（出典）郡上カンパニーHP

参考事例④（北海道利尻町）

人物：外部人材（地域おこし企業人OB）

事業：定住移住促進企画の実施、閉校校舎の利活用、地域おこし協力隊の中間支援、ふるさと教育による他島交流等

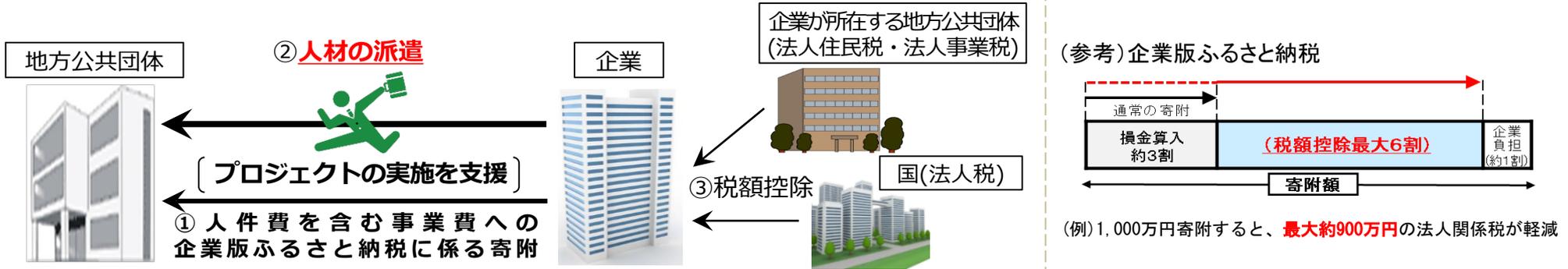
成果：閉校校舎のリノベーション、リノベーション施設を活用した定住移住相談窓口の開設（運営は民間）等



（出典）利尻町定住移住支援センター「ツギノバ」HP

企業版ふるさと納税の仕組みを活用して、専門的知識・ノウハウを有する企業の人材の地方公共団体等への派遣を促進することを通じて、地方創生のより一層の充実・強化を図る

○ 企業版ふるさと納税（人材派遣型）の基本スキーム



企業版ふるさと納税（人材派遣型）とは、企業から企業版ふるさと納税に係る寄附があった年度に、当該企業の人材が、寄附活用事業に従事する地方公共団体の職員として任用される場合のほか、地域活性化事業を行う団体等であって、寄附活用事業に関与するものにおいて採用される場合をいう

地方公共団体のメリット

- 専門的知識・ノウハウを有する人材が、寄附活用事業・プロジェクトに従事することで、地方創生の取組をより一層充実・強化することができる
- 実質的に人件費を負担することなく、人材を受け入れることができる
- 関係人口の創出・拡大も期待できる

企業のメリット

- 派遣した人材の人件費相当額を含む事業費への寄附により、当該経費の最大約9割に相当する税の軽減を受けられる
- 寄附による金銭的な支援のみならず、事業の企画・実施に派遣人材が参画し、企業のノウハウの活用による地域貢献がしやすくなる
- 人材育成の機会として活用することができる

○ 活用にあたっての留意事項(Q&Aにより地方公共団体に周知)

- ・ 国が認定した地域再生計画に基づくプロジェクトに対する寄附が対象
- ・ 地方公共団体は寄附企業の人材を受け入れること及び当該人材の受入期間を対外的に明らかにすることにより透明性を確保

自治体による移住関連情報の提供や相談支援等への特別交付税措置

【施策概要】

- 地方公共団体が実施する移住体験、移住者に対する就職・住居支援等について特別交付税措置。
- 令和3年度から二地域居住に係る経費についても、新たに特別交付税措置

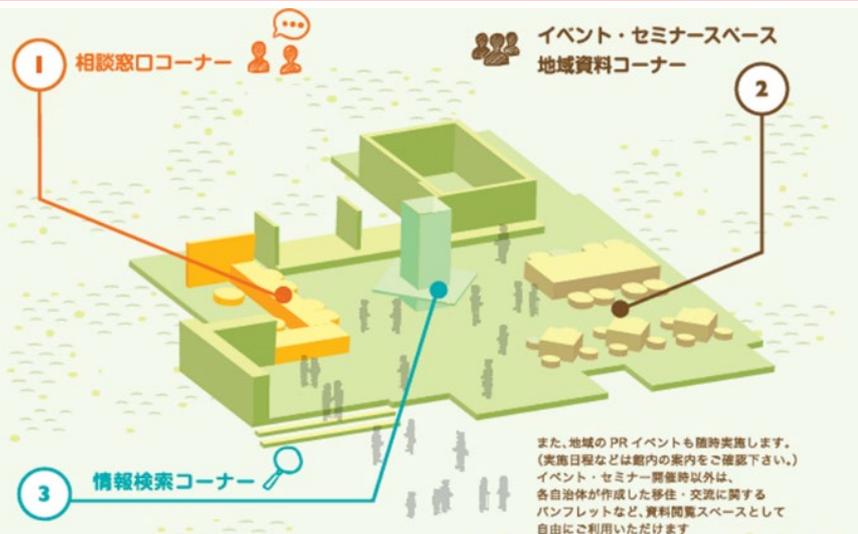
取組の内容

	地方団体の取組例	措置概要
①情報発信	<ul style="list-style-type: none"> ・移住相談窓口の設置 ・「移住・交流情報ガーデン」などにおける移住相談会、移住セミナー等の開催 ・各自治体のHP、東京事務所等での情報発信 ・移住関連パンフレット等の制作 ・移住促進のためのプロモーション動画の制作 	<p>I. 地方自治体を実施する移住・定住対策に要する経費に対する特別交付税措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 左の①～④の対象事業に要する経費を対象（措置率0.5×財政力補正） <p>II. 「移住コーディネーター」又は「定住支援員」の設置に要する経費に対する特別交付税措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 左の⑤の「移住コーディネーター」又は「定住支援員」（移住・定住に関する支援を行う者）を設置する場合の報償費等及び活動経費を対象 ○ <u>1人当たり350万円上限（兼任の場合40万円上限）</u>
②移住体験	<ul style="list-style-type: none"> ・移住体験ツアーの実施 ・移住体験住宅の整備 ・UIターン産業体験（農林水産業、伝統工芸等） 	
③就職支援	<ul style="list-style-type: none"> ・移住希望者に対する職業紹介、就職支援 ・新規就業者（本人、受入企業）に対する助成 	
④住居支援	<ul style="list-style-type: none"> ・空き家バンクの運営 ・住宅改修への助成 	
⑤移住を検討している者や移住者への支援	<ul style="list-style-type: none"> ・移住コーディネーターや定住支援員による支援 	

移住・交流情報ガーデン

R3予算額(案):0.9億円

- 居住・就労・生活支援等に係る情報提供や相談についてワンストップで対応する窓口「移住・交流情報ガーデン」を開設。
- 地方自治体や関係省庁とも連携し、総合的な情報提供を実施。
- 地方自治体等による移住相談会、フェア等の場として利用可能。



【①相談窓口コーナー(移住、就農、しごと)】

- ・地方への移住・交流に係る一般的な相談、問合せに相談員が対応。
- ・しごと情報や就農支援情報などは、専門の相談員が対応。

※国の各府省とも連携

- ・厚生労働省(しごと情報) ・農林水産省(就農支援情報)

【②イベント・セミナースペース、地域資料コーナー】

- ・各地方自治体が作成した移住・交流に関するパンフレットを配架。
- ・地方自治体等による移住相談会、フェア等の場として利用可能。

【③情報検索コーナー】

- ・情報サイトを利用して、自由に地方への移住・交流に関する情報を検索できるように、専用パソコンを設置。

[開館時間] (平日)11:00-21:00 (土日祝)11:00-18:00

[休館日] 月曜(月曜が祝日の場合は翌営業日)、年末年始

○移住・交流情報ガーデンの来場者数・あっせん件数等実績

年度	来場者数 (人)	あっせん件数 (件)	イベント回数 (回)
平成27年度	16,687	7,593	206
平成28年度	11,319	6,800	193
平成29年度	13,955	9,791	254
平成30年度	12,772	10,149	249
令和元年度	10,841	9,811	252

※平成27年度には、平成27年3月28～31日分を含む。



(移住フェアの様様)



[所在地] 東京都中央区京橋1-1-6 越前屋ビル

[アクセス] JR/東京駅(八重洲中央口)より徒歩4分

地下鉄/銀座線 京橋駅より徒歩5分

銀座線・東西線 都営浅草線 日本橋駅より徒歩5分

都市・農山漁村の地域連携による子供農山漁村交流推進事業

R3予算額(案):0.3億円
(R2予算額:0.3億円)

- 農山漁村での宿泊体験や自然体験を通じて、学ぶ意欲や自立心、思いやりの心、規範意識などを育み、力強い子供の成長を支えるとともに、受入れ地域の活性化や交流による地域間の相互理解の深化に寄与。
- 子供の農山漁村体験交流の取組の拡大、定着を図るため、送り側・受入側の地方公共団体双方が連携して行う実施体制の構築を支援するモデル事業を実施。また、継続的な実施体制の構築を目指す地方公共団体による「子供の農山漁村体験交流計画」策定を支援するモデル事業を実施。
- 特に来年度は、コロナ禍や、GIGAスクール・自治体DXによる情報通信環境整備の進展を踏まえ、感染防止対策に加え、対面での交流効果をより高めるためのオンライン交流を支援。
- 課題解消に向けた創意工夫の事例、国の支援施策等について情報を提供するとともに、関係者間のネットワークを形成するため、総務省、内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局、文部科学省、農林水産省、環境省の主催によるセミナーを開催。

送り側・受入側が連携して取り組む実施体制の構築



小学校
中学校
高等学校

学校教育活動

社会教育活動

オンライン交流・農林漁業体験・宿泊体験活動



- ◆GIGAスクールの基盤を活かしたオンライン交流の実施
- ◆対面での交流効果向上を実現
- ◆コーディネート機能の活用
- ◆地域の学生の動員等の支援体制の整備
- ◆課題解決に向けた研究と実践

農山
漁村



■子ども農山漁村交流プロジェクトセミナーの開催

子供の農山漁村体験の取組を拡大、推進するため、先進事例や課題解消に向けた創意工夫の事例、国の支援施策等について情報を提供するとともに、関係者間のネットワークを形成するためセミナーを全国各地で開催。

■体験交流計画策定支援事業

長期間継続できる体制を構築するため、効果的な取組内容や、取組にかかる課題解決について研究・検討を行い、この活動に取り組む地方公共団体のモデルとなる「子供の農山漁村体験交流計画」策定を推進。

【モデル事業対象経費の例】

・外部有識者等の旅費・謝金 ・研修・会議に要する経費 ・関係団体との調整に要する経費 ・外部研修受講に係る受講料、旅費 ・印刷製本費 等

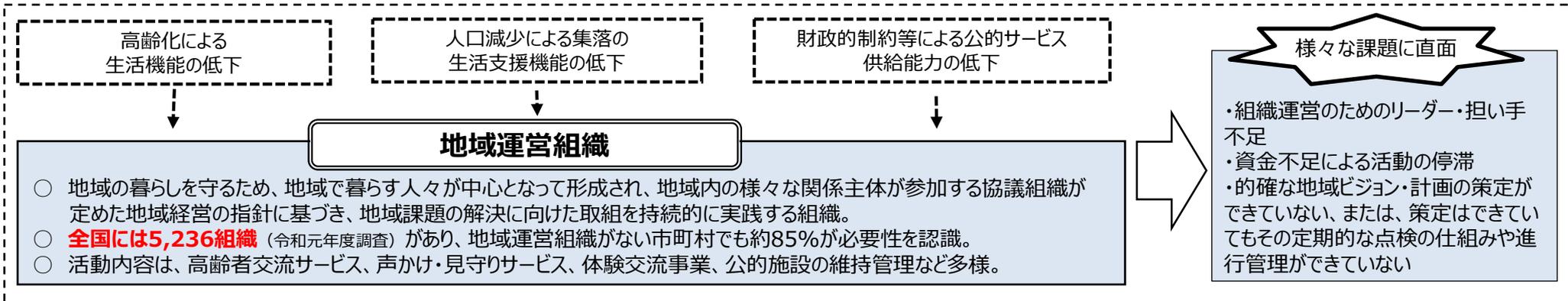
■子供農山漁村交流支援事業

送り側・受入側双方が連携して宿泊体験活動の実施体制の構築に取り組む地方公共団体をモデルとして実証調査を行い、その事例やノウハウを横展開することにより、子供の農山漁村交流を推進。

【モデル事業対象経費の例】

送り側	受入側
<ul style="list-style-type: none"> ・コーディネートに要する経費 ・スタッフを含む宿泊・体験施設等の使用料 ・バス借り上げ等の移動経費 ・指導者等への謝金 ・児童・生徒や指導者等に係る保険料 ・新型コロナウイルス感染症防止対策 ・オンライン交流に要する経費 (調整費、運営費、謝金、特産品の交換) 	<ul style="list-style-type: none"> ・左記のほか、受入体制の整備に係る経費
等	等

- 地域の課題解決のための住民による取組体制の確立のため、地域における多様な主体を包摂し、連携させる地域運営組織の形成及び持続的な運営を確保する方策について調査研究等を実施。



事業内容

○地域運営組織に関する調査研究等

- ・先進事例調査 ・自治体職員向け地域別研修会の開催
- ・形成促進に向けた研修用テキスト、ワークショップの手引き作成 等



○実態把握調査

地域運営組織の活動状況等に関する全国的な実態を把握することを目的として、全国の地方公共団体及び地域運営組織を対象としたアンケート調査の実施

地域運営組織に関する地方財政措置

1. 高齢者の生活支援等の地域の暮らしを支える仕組みづくり【市町村】 （「地域の暮らしを支える住民共助の仕組みづくり」に項目名変更）

(1) 地域運営組織の運営支援

- ① 運営支援に関する経費（運営交付金等）…普通交付税
- ② 形成支援に関する経費（施設改修、ワークショップ開催等）…特別交付税

(2) 高齢者等の暮らしを守る取組への支援

地域における住民同士の支え合いによる高齢者支援等の取組（高齢者交流、声かけ見守り、買物支援、弁当配達・配給食等）に係る所要の経費 …普通交付税

※ (1)①及び(2)において、一般財源充当額のうち、普通交付税算定額を上回る経費について、特別交付税による措置を講ずる

2. 地域運営組織の経営力強化支援【都道府県及び市町村】

地域運営組織の運営体制強化に関する収益事業の起業等に係る経費（研修、設備導入、販路開拓等） …特別交付税

地域運営組織の活動実態とKPI

活動実態 (令和元年度 総務省調査 (全市区町村対象 1,694市区町村回答))

- 組織数： 令和元年度の組織数は全国で5,236組織あり、平成30年度（4,787組織）から449組織増加（9.4%増）
また、地域運営組織が形成されている市区町村は742市区町村あり、平成30年度（711市区町村）から31市区町村増加（4.4%増）

■：地域運営組織の形成数の推移

年度	H28	H29	H30	R1
形成数（組織）	3,071	4,177	4,787	5,236

- 組織形態： 法人格を持たない任意団体が約87%、次いでNPO法人が約5%
- 活動拠点： 活動拠点を有している組織が約90%、このうち約70%が公共施設を使用
- 活動内容： 高齢者交流サービス（50.9%）、声かけ・見守りサービス（41.2%）、体験交流事業（34.4%）、公的施設の維持管理（26.7%）など多様
(複数回答)
- 収入： 生活支援などの自主事業の実施等による収入（※）の確保に取り組む地域運営組織の割合:46.1%
※会費、補助金、寄付金等以外の収入
- 課題： 人材（担い手、リーダー、事務局）の不足、活動資金の不足、地域住民の当事者意識の不足など

『第2期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」』（令和元年12月20日閣議決定）重要業績評価指標（KPI）

- 住民の活動組織（地域運営組織）の形成数：7,000団体（2024年度）
- 生活支援などの自主事業の実施等による収入の確保に取り組む地域運営組織の割合：60%（2024年度）

地域運営組織の事例

島根県雲南市

平成17年から19年にかけて小学校区域を単位とした「地域自主組織」が各地で立ち上げられ、行政と市民とが一体となった協働のまちづくりが推進されている。

現在、市内全域において「地域自主組織」が交流センターを拠点に様々な活動を展開している。



特定非営利活動法人きらりよしまネットワーク(山形県川西町吉島地区)

地区の全世帯が加入しているNPO法人であり、コンビニエンスストアの休憩スペースを利用した産直朝市、グリーンツーリズム、農家レストラン、6次産業化、地域のスポーツクラブ運営、買い物支援・見守りサービス等に取り組むなど、地域の課題解決に向けた幅広い活動を実施している。

6次産業化



特定非営利活動法人ほほえみの郷トイトイ(山口県山口市)

ミニスーパーの運営とともに、移動手段のない高齢者をターゲットに、生活用品を届ける移動販売サービスを実施している。

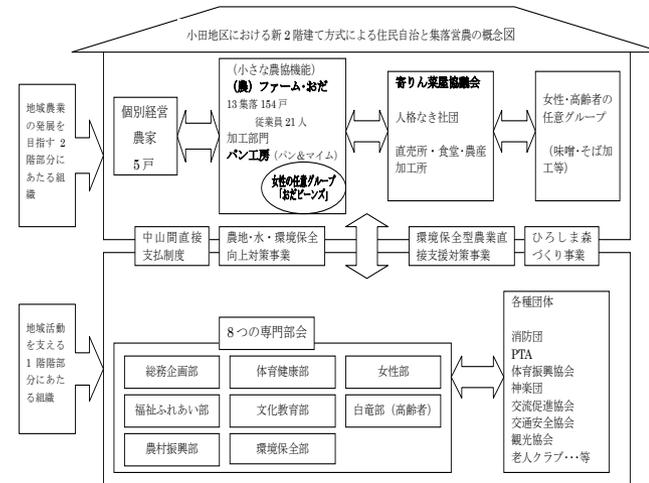
高齢者の孤立化を防ぐとともに子どもの居場所づくりとして、世代間交流しながら一緒に昼食をとる地域食堂も開催している。



広島県東広島市小田地区

地区の全世帯が加入する自治組織「共和の郷・おだ」(図の1階部分)において、地域における生涯学習や青少年育成、ビジョンの策定等を実施している。

また、「農業生産法人ファーム・おだ」等(図の2階部分)において、農家レストラン等の事業を実施するという組織構造により、地域課題の解決に取り組んでいる。



「地域における多文化共生推進プラン」の概要

- 「地域における多文化共生推進プラン」は、地方公共団体における「多文化共生^(注)の推進に係る指針・計画」の策定に資するため、総務省が策定 ※旧プランは、日系南米人等の外国人住民の増加を背景に、平成18年3月に初めて策定
- 外国人住民の増加・多国籍化、在留資格「特定技能」の創設、多様性・包摂性のある社会実現の動き、デジタル化の進展、気象災害の激甚化といった社会経済情勢の変化を踏まえて、令和2年9月に改訂

今後、総務省は、地方公共団体において、今回改訂したプランを参照して、地域の実情を踏まえた「多文化共生の推進に係る指針・計画」の見直し等を行い、多文化共生施策の推進をすることを促進

(注)「多文化共生」:国籍等の異なる人々が、互いの文化的差異を認め合い、対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員として共に生きていくこと

旧プラン (2006年)

[施策]

① コミュニケーション支援

地域における情報の多言語化

日本語及び日本社会に関する学習支援

② 生活支援

居住

教育

労働環境

医療・保健・福祉

防災

③ 多文化共生の地域づくり

地域社会に対する意識啓発

外国人住民の自立と社会参画

多文化共生施策の推進体制の整備

地方公共団体の体制整備

地域における各主体の役割分担と連携・協働

改訂プラン (2020年)

[施策]

① コミュニケーション支援

行政・生活情報の多言語化 (ICTを活用)、相談体制の整備

日本語教育の推進

生活オリエンテーションの実施

② 生活支援

教育機会の確保

適正な労働環境の確保

災害時の支援体制の整備

医療・保健サービスの提供

子ども・子育て及び福祉サービスの提供

住宅確保のための支援

感染症流行時における対応

③ 意識啓発と社会参画支援

多文化共生の意識啓発・醸成

外国人住民の社会参画支援

④ 地域活性化の推進やグローバル化への対応

外国人住民との連携・協働による地域活性化の推進・グローバル化への対応

留学生の地域における就職促進

多文化共生施策の推進体制の整備

地方公共団体の体制整備

地域における各主体との連携・協働

多文化共生の推進に係る指針・計画の策定

外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策（令和2年度改訂）の概要

令和2年7月14日
外国人材の受入れ・共生
に関する関係閣僚会議

我が国に在留する外国人は令和元年末293万人、外国人労働者は令和元年10月末166万人と、過去最高。加えて、平成31年4月から特定技能外国人の受入れを開始。

令和元年12月に「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」を改訂し、関連施策を着実に実施。

→現下の新型コロナウイルス感染症への対応を適切に行いつつ、引き続き、外国人材を円滑かつ適正に受入れ、受入れ環境を更に充実させる観点から、「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策（令和2年度改訂）」を策定（191施策）。今後も政府一丸となって、関連施策を着実に実施するとともに、総合的対応策の充実を図る。

1 外国人との共生社会の実現に向けた意見聴取・啓発活動等

(1) 国民及び外国人の声を聴く仕組みづくり

- 「『国民の声』を聴く会」等において、幅広い関係者から意見を継続的に聴取（共生施策に係る意見を多言語で受け付ける「御意見箱」の設置、地方公共団体との継続的な意見交換）、得られた意見について共生施策の企画・立案に適切に反映

(2) 啓発活動等の実施

- 全ての人々が互いの人権を大切に支え合う共生社会の実現のため、各種人権啓発活動を実施

2 外国人材の円滑かつ適正な受入れの促進に向けた取組

(1) 特定技能外国人のマッチング支援策等

- 就労を希望する外国人材と企業とのマッチング支援（新型コロナウイルス感染症の影響により解雇等され、実習が継続困難となった技能実習生等に対する雇用維持支援措置の着実な実施、各分野特有の就労状況等を踏まえたマッチング支援の方法の検討・実施）
- 地方創生推進交付金による地方公共団体の自主的・主体的で先導的な取組の積極的な支援（優良事例の収集・横展開等）

(2) 特定技能試験の円滑な実施、特定技能制度の周知・利用の円滑化等

- 技能試験の受験機会の拡大等（国内外における試験実施の拡大等）
- 特定技能の受入れ分野の追加の検討、各分野における特定技能2号に該当する業務の内容や技能試験の実施等の検討の推進
- 国内外における特定技能制度に関する周知・広報の実施
- 介護現場におけるコミュニケーション能力の測定に重点を置いた新たな日本語テストの実施
- ODAにより実施している開発途上国での技能人材・ビジネス人材の育成等の支援

(3) 悪質な仲介事業者等の排除

- ODAによる技術協力を通じた開発途上国との連携強化

(4) 海外における日本語教育基盤の充実等

- 国際交流基金を通じた日本語教育基盤の強化や、我が国の文化及び社会の魅力発信等の取組の推進
- 国際協力機構（JICA）による「日系四世の更なる受入制度」の活用促進に向けた日本語能力習得促進のためのカリキュラムやテストの作成等の実施

3 生活者としての外国人に対する支援

(1) 暮らしやすい地域社会づくり

> 行政・生活情報の多言語・やさしい日本語化、相談体制の整備

- 地方公共団体からの要望を踏まえた外国人受入環境整備交付金の対象範囲の見直し
- 「外国人在留支援センター」における地方公共団体の行政窓口に対する通訳支援の実施及び外国人の採用・定着に向けた企業等向けのセミナー等の実施
- やさしい日本語の活用に関するガイドラインの策定、地方公共団体などの職員を対象とした研修や広報等の実施
- 地方公共団体向けの多言語翻訳システムの導入ガイドラインの策定等
- 行政情報・生活情報の多言語・やさしい日本語化による情報提供・発信の推進
- 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、外国人生活支援ポータルサイト、外国人技能実習機構等を通じた必要な留意事項の周知・徹底

> 地域における多文化共生の取組の促進・支援

- 在留外国人に対する総合的な支援をコーディネートする人材の育成を促進する施策の検討
- 国際経験の豊かな人材の積極的なリクルートに向けた地方公共団体とJICAとの連携

(2) 生活サービス環境の改善等

> 災害発生時の情報発信・支援等の充実

- 防災・気象情報に関する多言語辞書の民間事業者のアプリ等における活用の促進

> 交通安全対策、事件・事故、消費者トラブル、法律トラブル、人権問題等への対応の充実

- 警察に係る制度に関するウェブサイトの見直し、外国語による掲載情報の拡充

> 住宅確保のための環境整備・支援

- 部屋探しをする際に活用できる「外国人のための賃貸住宅入居の手引き」の作成

> 金融・通信サービスの利便性の向上

- 金融機関における外国人の口座開設円滑化のための環境整備（各金融機関における好事例の公表・横展開、外国人の在留期間の把握による口座の適切な管理等）

(3) 日本語教育の充実（円滑なコミュニケーションの実現）

- 「生活者としての外国人」に対する日本語教育の充実（地域における日本語教育環境を強化するための総合的な体制整備、日本語教育の推進に関する法律に基づく地方公共団体の基本方針の作成の促進等）
- 日本語教室未設置の地域における日本語教室開設に向けた支援の強化
- 日本語教師の資質・能力を証明する新たな資格である公認日本語教師（仮称）制度の整備
- 外国人材との効果的なコミュニケーションを行う上でのポイントやその学ぶ手法の調査等
- 日本語教育を行う機関のうち、日本語教育の水準の維持向上を図る上で必要な適格性を有するものに関する制度の整備の検討、検討結果に基づいた必要な措置の実施

(4) 外国人の子供に係る対策

- 幼児教育・保育の無償化、高校及び大学の修学支援制度についての積極広報の実施
- 集住地域・散在地域それぞれにおける日本語指導等の在り方について実践的な研究の実施
- 学習者用デジタル教科書の活用促進、幼児期の特性を踏まえた研修プログラムの開発等の調査研究の実施
- 全ての都道府県での公立高等学校入試における特別定員枠の設置等を目指した取組、高等学校における日本語指導・教科指導等に関するカリキュラム等の構築
- 外国人児童生徒の就学機会等の適切な確保等（地方公共団体が講ずべき事項の指針の策定を通じ、学齢簿において外国人の子供の就学状況も一体的に管理・把握すること等の促進）

(5) 留学生の就職等の支援

- 「外国人留学生の採用や入社後の活躍に向けたハンドブック」の周知・活用促進
- 高度外国人材の就職後の活躍に関し、中堅・中小企業が取り組めるような教材及び支援機関向け指導カリキュラムの作成

- 大学と労働局（ハローワーク）間の協力協定締結等を通じた連携の強化

(6) 適正な労働環境等の確保

- 「やさしい日本語」による労働条件や支援策等に関する情報発信の強化
- 新型コロナウイルス感染症の影響を受ける外国人労働者のためのハローワークの相談体制の強化

(7) 社会保険への加入促進等

- 医療機関等におけるマイナンバーカードを活用した本人確認と保険資格確認の実施
- 公的年金制度における脱退一時金の支給上限年数の3年から5年への引き上げ

4 新たな在留管理体制の構築

(1) 在留資格手続の円滑化・迅速化

- 在留資格手続のオンライン申請の更なる対象の拡大
- 在留カードとマイナンバーカードの一体化の検討
- 「特定技能」の在留資格に係る在留申請時の提出書類の簡素化
- 在留資格認定証明書の電磁的記録による交付の実施の検討

(2) 在留管理基盤の強化

- 日本語能力試験（JLPT）等の証明書の偽変造対策の強化による適切な在留審査の実施

(3) 留学生の在籍管理の徹底

- 留学生の在籍管理が不適正な大学等に対する、留学生の受入れを認めない等の在留資格審査の厳格化や、留学生別科についての日本語教育機関と同様の基準作成等

(4) 技能実習制度の更なる適正化

- 出入国在留管理庁と外国人技能実習機構の情報連携強化及び同機構業務システムの刷新
- 高額な保証金や手数料等による失踪を防止するための実習生に対する積極的な広報活動の実施

(5) 不法滞在者等への対策強化

- 在留カードの偽造・改ざんを確認するための無料アプリケーションの配布

地域における多文化共生の推進に係る地方財政措置

- 「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」(令和元年12月20日改訂(関係閣僚会議決定))が改訂され、それらも踏まえながら、地方公共団体においても多文化共生の推進に係る取組を行う必要がある。
- このため、次に掲げる地方財政措置を講じることとしている。

<地方単独事業分> ※①、②は令和元年度から措置、③、④は令和2年度から新たに措置

措置項目	地財措置
① 行政情報・生活情報の多言語化の推進に要する経費 対象経費: 相談窓口での通訳業務の委託費・翻訳機器(タブレット端末等)の配備費、行政・生活情報の翻訳経費 等	(市町村分) 特別交付税措置
② 先進的な地方自治体の取組事例の横展開に要する経費 対象経費: 多文化共生アドバイザーの活用経費(旅費等)、多文化共生地域会議への出席旅費 等	
③ 地域に出向いて行う生活オリエンテーション等の実施に要する経費 対象経費: 相談員や通訳の派遣経費、在住外国人向け出前講座の開催経費 等	
④ 災害時における外国人への情報伝達や外国人向け防災対策に要する経費 対象経費: 災害・防災情報の翻訳経費、外国人向け防災訓練や災害時に外国人対応を行う人材の養成のための経費、災害多言語支援センター等の設置・運営経費 等	(都道府県分・市町村分) 特別交付税措置

<国庫補助事業分> ※令和元年度から措置

措置項目	地財措置
⑤ 一元的相談窓口の運営に係る地方負担 ○外国人受入環境整備交付金(法務省所管)を活用して運営する一元的相談窓口に係る地方負担 【参考】外国人受入環境整備交付金の措置概要(R2当初予算案:12億円) 対象団体: 全地方公共団体 対象経費: 一元的相談窓口体制の整備・運営に要する経費 交付額: 整備費 必要経費の10/10(限度額は外国人住民数に応じて設定) 運営費 必要経費の1/2(同上)	(都道府県分) 普通交付税措置
	(市町村分) 特別交付税措置

(参考) 上記のほか、普通交付税の包括算定経費(国際化推進対策費)において、在住外国人支援等に要する経費を措置(県分・市町村分)

「定住外国人子弟に対する就学支援策」の特別交付税措置の拡充について

- 令和元年度に文部科学省が実施した「外国人の子供の就学状況等調査」により、約2万人の外国人の子供たちが就学していない可能性がある、又は就学状況が確認できていない状況にあるという結果が判明。

※「外国人の子供の就学状況等調査結果(確定値)について」(令和2年3月27日 文部科学省報道発表)

- このような状況を踏まえ、文部科学省においては「日本語教育の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針」(令和2年6月23日閣議決定)に基づき、外国人の子供の就学促進及び就学状況の把握等のために地方公共団体が講ずべき事項を示している

※「外国人の子供の就学促進及び就学状況の把握等に関する指針」(令和2年7月1日文部科学省)

- ①就学状況の把握
- ②就学案内等の徹底 等

- このため、令和3年度から下記のとおり特別交付税措置を拡充。

「定住外国人子弟就学支援」(県分・市分) 措置率: 1-財政力指数/2 (0.5以上0.8以下)

現状の対象経費	新たに拡充する対象経費
<ul style="list-style-type: none"> ○ 日本語指導、学習指導、健康診断 ○ 授業料軽減のための助成 ○ 相談窓口、ホームページの開設 ○ 各種支援に向けた事前調査 	<ul style="list-style-type: none"> 【就学状況の把握】 ・就学状況の調査 ・就学後の通学等の状況調査 【就学促進】 ・不就学児童の把握のために行う訪問や電話等による調査 ・就学ガイダンスの実施、就学パンフレットの作成・配布 等

※なお、新たに、日本語教育が必要な日本国籍の者も当該特別交付税措置の対象に含むこととした

地域の国際化推進における国際的な人の往来に伴う新型コロナウイルス感染症対策 に要する経費への特別交付税措置の新設について

- 新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、令和2年4月以降、政府は入管法に基づき外国人の入国を原則拒否していたが、10月以降、段階的に、感染状況等を踏まえながら感染拡大の防止と両立する形で、国際的な人の往来を再開している（現在、全ての国・地域からの新規入国について一時停止中）。
- 地域の国際化推進に係る公益性にかんがみ、地方公共団体等の業務に従事するために入国しようとする外国人については、入国後14日間の待機及び公共交通機関の不利用、新型コロナウイルス検査等の防疫措置を確保すること等が入国の条件とされている。
- このため、外国人の受入れを伴う事業について、追加的な財政負担が生じることから、海外から入国する一定の外国人に係る経費について、令和2年度から下記のとおり特別交付税措置を新設（県分・市分）。

<概要>

対象事業	<p>県分</p> <ul style="list-style-type: none"> ・他の交付税の項目「JETプログラム(自治体間交流協定に基づきJETプログラムに類する業務を行う外国籍の職員の任用を含む)」、「JETプログラム(私学助成)」における外国人の受入 ・国際協力のための海外からの研修生の受入※対象は下記「海外研修生受入」(市分)に相当する者 <p>市分</p> <ul style="list-style-type: none"> ・他の交付税の項目「海外研修生受入」「JETプログラム(自治体間交流協定に基づきJETプログラムに類する業務を行う外国籍の職員の任用を含む)」における外国人の受入
措置される経費	<ul style="list-style-type: none"> ○ 入国時に必要となる新型コロナウイルス感染症の検査費用及び健康診断料 ○ 入国後一定期間の隔離措置を行うための宿泊費及び食費 ○ 待機場所への移動、待機中の移動等に要する経費
措置率	0.8

ALT(外国語指導助手)について

- ・小学校・中学校・高等学校の**外国語活動や外国語科の授業**等で活躍(令和元年度:1,005自治体等が任用、30か国、5,234人)
- ・新学習指導要領の実施(小学校は令和2年度より、中学校は令和3年度より全面实施。高等学校は令和4年度より年次進行で実施。)を踏まえ、一層の活用

CIR(国際交流員)について

- ・高い日本語能力(N2以上)を有する人材を選考し、これまで国際交流関係事務、地域住民の異文化理解のための交流活動等の業務に従事
- ・近年では、**インバウンド対策**や**海外販路開拓**、**多文化共生等**の業務分野においても従事するケースも出てきており、一層の活用(令和元年度:275自治体等が任用、42か国、514人)



外国人観光客に清酒を勧める
イギリス人CIR(兵庫県伊丹市)



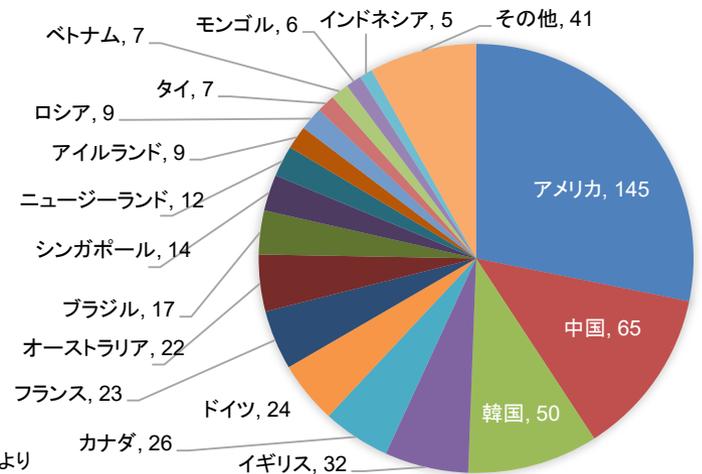
海外の旅行会社との商談会に臨む
カナダ人CIR(兵庫県豊岡市)



小学校での母語教室で子どもたちと触れ合う
ブラジル人CIR(滋賀県彦根市)

※各事例は「国際交流院(CIR)活用事例集2018」より

〈JET-CIRの国別参加状況(R円)〉



SEA(スポーツ国際交流員)について

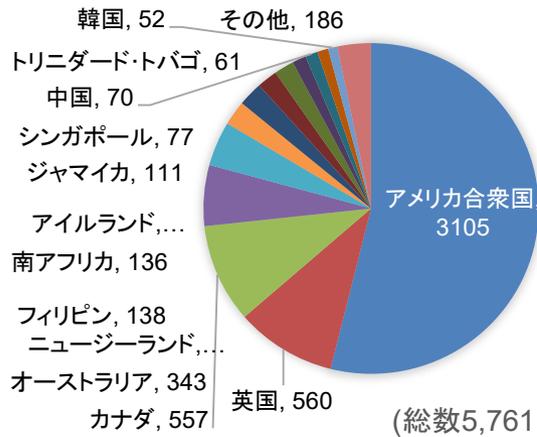
- ・東京オリンピック・パラリンピック競技大会を契機としたスポーツを通じた国際交流の機運が高まっていることから一層の活用(令和元年度:11自治体任用、9か国、13人)

J E Tプログラム (“The Japan Exchange and Teaching Programme”)

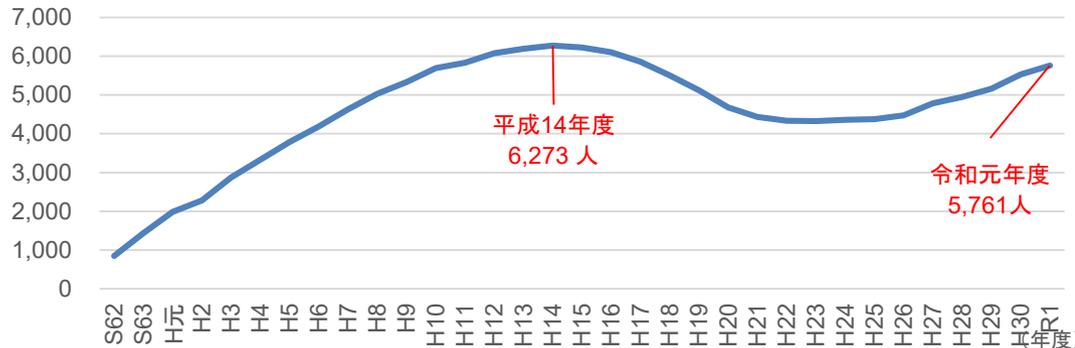
JETプログラム：外国青年を日本に招致、地方自治体等が小中高校での外国語教育・自治体での国際業務に活用するプログラム
 ⇒令和2年で**設立34年**：累計で世界75か国から約70,661人の外国青年を招致する**世界最大規模の人的交流プログラム**
 ⇒**小学校での英語教育早期化やインバウンド対策や海外販路開拓、多文化共生等の業務などに有為な人材を供給**

(1) 令和元年度の状況

◆ 招致国別の内訳



◆ 招致人数の推移



※令和元年度招致人数は、「令和元年度語学指導等を行う外国青年招致事業」の参加者数(R1.7.1時点)

◆ 職種別内訳

- **ALT** (Assistant Language Teacher: 外国語指導助手) : **5,234人**
 ⇒ 教育委員会や学校で、外国語教員等の助手として職務に従事
- **CIR** (Coordinator for International Relations: 国際交流員) : **514人**
 ⇒ 地方公共団体の国際交流担当部局等で国際交流活動に従事
- **SEA** (Sports Exchange Advisor: スポーツ国際交流員) : **13人**
 ⇒ スポーツを通じた国際交流活動に従事

(2) 地方財政措置

◆ 都道府県

(金額は令和元年度)

- 地方自治体におけるJET参加者の任用に要する経費(報酬・旅費など)について、普通交付税措置
 (標準団体(人口170万人)の場合、約2億4千万円(JETプログラムコーディネーター※に係る経費の地方交付税措置含む。))
- 私立学校におけるJET参加者の雇用に係る都道府県の助成経費について、特別交付税措置
 (算定：地方単独事業で一人上限602万円×0.5)

◆ 市町村

- 地方自治体におけるJET参加者の任用に要する経費(報酬・旅費など)について、当該団体のJET参加者数に応じた額を普通交付税措置
 (標準団体(人口10万人)の場合、120万円+JET参加者数×482万円)
- JETプログラムコーディネーター※に係る経費について、特別交付税措置
 (算定：地方単独事業で直接要する経費×財政力補正係数×0.5)

※ プログラムコーディネーターとは、JET参加者の地域における生活や、地域における交流活動、教育委員会や各学校現場、国際交流部局における活動に関する連絡調整の円滑化を支援する人材をいう。(H28～特別交付税措置(市町村分))

<業務内容例>

- JET参加者が日常生活を送る上で必要な情報の提供や相談
- 緊急事態(病気、事故等)への対応支援
- JET-ALTと教育委員会担当者や学校との連絡調整の支援

ロシアとの自治体間交流の促進事業

(1) 背景

- 日本とロシアの更なる関係強化を図るため、平成28年5月に安倍総理からプーチン大統領に提示した8項目の「協力プラン」に「人的交流の抜本的拡大」が掲げられ、その主な取組の一つとして「地域間交流」が位置づけられた。
- 平成30年5月～令和元年6月、人的交流の拡大に向けた方策の一つとして、「ロシアにおける日本年」及び「日本におけるロシア年」（「日露交流年」）を相互開催。
- 令和元年6月、日本国外務省及びロシア連邦経済発展省の間で、政治、経済、文化、科学、教育、青年、スポーツ、自治体間交流などの分野における日露の地域交流の一層の進化及び発展等を目指し、「日露地域・姉妹都市交流年」（令和2年（2020年）～令和3年（2021年））の開催に係る覚書を締結。
- 総務省としても、両国の自治体間交流における新規の交流開始や既存の交流拡大等に向け、先進的な日露交流事業に係る地方自治体への委託事業を実施しており、「日露地域・姉妹都市交流年」における交流を後押し。

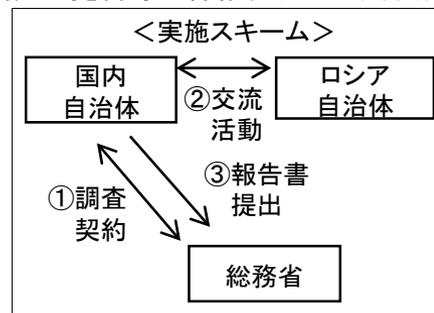
(2) 事業の概要

- 新規交流事業（新たな自治体間交流の開始に係る事業）
：上限5百万円
- 交流拡大事業（既存の交流自治体と新たな観点で交流する事業）
：上限3百万円

※新規か拡大かは、自治体間交流に係る協定や覚書等の締結状況により判断

■ 対象経費

- a 交流開始に向けた調整等に係る現地訪問に要する経費（旅費、通訳費等）
- b 交流イベント等の開催に要する経費（会場・備品費、広報費等）
- c 通信運搬費、報告書作成費 等



参考

■ これまでの活用実績：

- 平成29年度：5事業（新規交流4事業、交流拡大1事業）
 - 平成30年度：7事業（新規交流5事業、交流拡大2事業）
 - 令和元年度：6事業（新規交流3事業、交流拡大3事業）
 - 令和2年度：10事業（新規交流5事業、交流拡大5事業）
- ※令和2年度は採択済み事業数

■ 日露間の姉妹都市交流の状況：47件

■ 8項目の「協力プラン」

- ①健康寿命の伸長、②快適・清潔で住みやすく、活動しやすい都市作り、③中小企業交流・協力の抜本的拡大、④エネルギー、⑤ロシアの産業多様化・生産性向上、⑥極東の産業振興・輸出基地化、⑦先端技術協力、⑧人的交流の抜本的拡大（地域間交流等）

中南米日系社会と国内自治体との連携促進事業

(1) 背景

- 安倍総理による中南米諸国訪問(平成26年及び28年)を契機に、政府内で中南米地域との交流に向けた取組を推進
 - 官邸に「中南米経済・文化交流促進会議」を設置。(議長:世耕内閣官房副長官)※設置時(平成26年10月)
 - 「中南米日系社会との連携に関する有識者懇談会」(外務省設置)において、地方公共団体と中南米日系社会との連携強化のための施策を含めた今後の具体的対応策等について提言。(平成29年5月)

(2) 事業の概要

- 中南米諸国における自治体ゆかりのコミュニティの新たな担い手育成に向け、若い世代の日系人や留学・就業経験等により日本と関係のある現地人材との交流を強化・促進するための調査を、地方自治体に委託して実施

【対象事業】(一事業あたり上限5百万円)

地方自治体が実施する県人会等への若い世代の加入促進などの県人会等の活動の活性化・持続化を図る取組

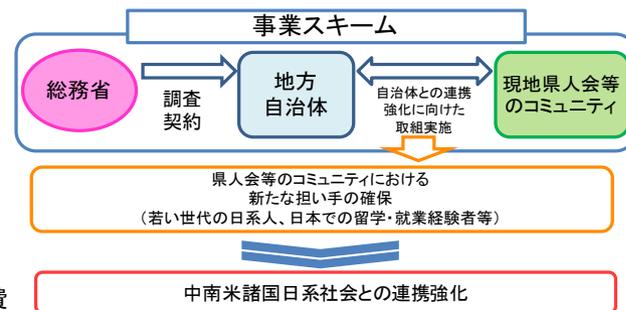
〔具体例:中南米諸国での県人会への加入促進に向けたPRイベントの実施
県人会の若手会員や現地の若い世代の日系人の招聘 等〕

【対象経費】

- ・会場費
- ・広報費
- ・車両借上料
- ・通訳料
- ・旅費(※) 等

※事業の実施に不可欠な
スタッフや参加者に係る旅費

【事業スキーム図】



参考

- これまでの活用実績:
 - 平成30年度:5事業
 - 令和元年度:5事業
 - 令和2年度:4事業(採択済み事業数)
- 「令和2年度革新的事業活動に関する実行計画」における記述
 - 2019年に開始された日系四世の受入れ制度も念頭に、中南米諸国などの若手日系人の活力を日本経済・社会に取り込むため、招へい事業の推進等を通じた訪日の促進、来日前後での日本語教育等を通じた受入環境整備
 - 地方公共団体等とも連携した、日系社会とのネットワーク強化のための施策等の推進

定住自立圏構想の推進

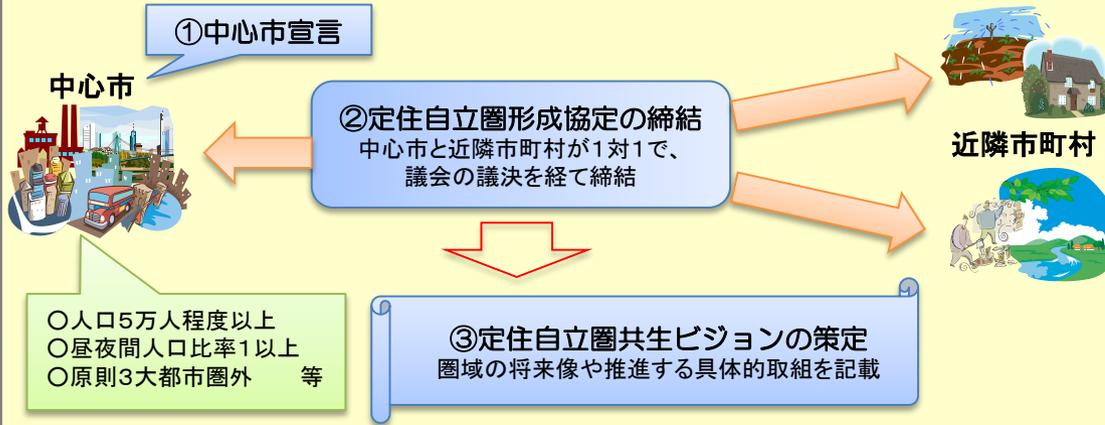
定住自立圏構想の意義

中心市と近隣市町村が相互に役割分担し、連携・協力することにより、圏域全体として必要な生活機能等を確保する「定住自立圏構想」を推進し、地方圏における定住の受け皿を形成する。

【圏域に求められる役割】

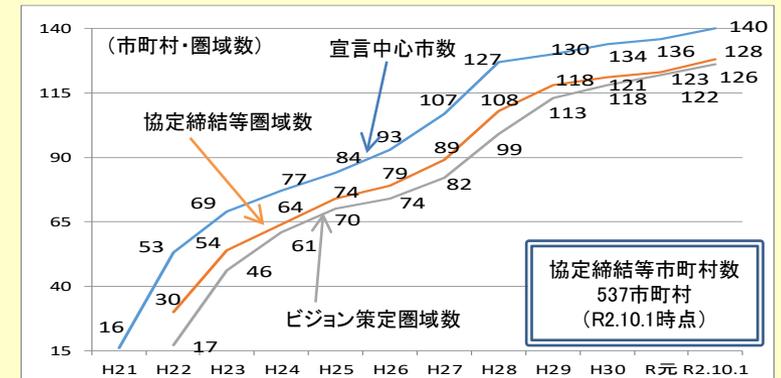
- ①生活機能の強化（休日夜間診療所の運営、病児・病後児保育の実施、消費生活法律相談の実施、地場産業の育成 等）
- ②結びつきやネットワークの強化（デマンドバスの運行、滞在型・体験型観光・グリーンツーリズムの推進、生活道路の整備 等）
- ③圏域マネジメント能力の強化（合同研修の実施や職員の人事交流、外部専門家の招へい 等）

圏域形成に向けた手続



定住自立圏構想への取組状況

KPI: 2024年 140圏域 (R2.10.1現在 128圏域)



※R元以前は4月1日時点の数値

定住自立圏に取り組む市町村に対する支援

特別交付税

- ・包括的財政措置（平成26年度から大幅に拡充）
（中心市 4,000万円程度→8,500万円程度）
（近隣市町村 1,000万円→1,500万円）
- ・外部人材の活用に必要な経費に対する財政措置
- ・地域医療の確保に必要な経費に対する財政措置 等

地方債

- ・地域活性化事業債を充当※（充当率90%、交付税算入率30%）
※医療・福祉、産業振興、公共交通の3分野

各省による支援策

- ・地域公共交通の確保や教育環境の整備支援など、定住自立圏構想推進のための関係各省による事業の優先採択

定住自立圏構想の取組状況（令和2年10月1日現在）

※【 】は中核市
 ※〈 〉は中核市要件を満たす市（指定都市・中核市を除く）
 ※網掛けは宣言連携中核都市
 ※（ ）は多自然拠点都市の要件のみを満たす市

都道府県	宣言中心市	中心市要件を満たす市(左記を除く)
北海道	【函館市】、小樽市、【旭川市】、室蘭市、釧路市、帯広市、網走市、苫小牧市、稚内市、名寄市・土別市(複眼型)、滝川市・砂川市(複眼型)、深川市、富良野市、北見市	—
青森県	【八戸市】、弘前市、五所川原市、十和田市・三沢市(複眼型)、むつ市	—
岩手県	奥州市・北上市(複眼型)、一関市、釜石市、大船渡市	宮古市
宮城県	石巻市、大崎市	気仙沼市、(白石市)
秋田県	能代市、横手市、大館市、湯沢市、由利本荘市、大仙市	—
山形県	【山形市】、米沢市、鶴岡市、酒田市、新庄市	—
福島県	白河市、喜多方市、南相馬市	会津若松市
茨城県	【水戸市】	日立市、土浦市、常総市、〈つくば市〉、鹿嶋市、筑西市、神栖市
栃木県	栃木市、佐野市、日光市、小山市、大田原市、那須塩原市	—
群馬県	〈伊勢崎市〉、沼田市、富岡市	〈太田市〉、(藤岡市)
埼玉県	秩父市、本庄市	—
千葉県	旭市、館山市	—
東京都		—
神奈川県		—
新潟県	〈長岡市〉、新発田市、村上市、燕市、糸魚川市、南魚沼市	柏崎市、十日町市、〈上越市〉、佐渡市
富山県		黒部市
石川県		七尾市、小松市
福井県		敦賀市、(小浜市)
山梨県	北杜市	(富士吉田市)
長野県	上田市、飯田市、伊那市、中野市・飯山市(複眼型)、佐久市	〈松本市〉、諏訪市
岐阜県	美濃加茂市	大垣市、高山市、関市、(可児市)
静岡県	湖西市	〈沼津市〉、磐田市、掛川市、(御殿場市)、裾野市
愛知県	刈谷市、西尾市	安城市、(新城市)、田原市
三重県	伊勢市、松阪市、いなべ市、伊賀市	〈津市〉、〈四日市市〉、亀山市

都道府県	宣言中心市	中心市要件を満たす市(左記を除く)
滋賀県	彦根市、長浜市、東近江市	草津市
京都府		福知山市、(舞鶴市)
大阪府		—
兵庫県	洲本市、豊岡市、西脇市、加西市・加東市(複眼型)、たつの市	小野市
奈良県	天理市	—
和歌山県		田辺市、(新宮市)
鳥取県	【鳥取市】、米子市(複眼型)、倉吉市	—
島根県	【松江市】(複眼型)、浜田市、出雲市、益田市	—
岡山県	津山市、備前市	—
広島県	三原市、庄原市	三次市
山口県	【下関市】、山口市、萩市、長門市	下松市、周南市
徳島県	〈徳島市〉、阿南市	—
香川県	【高松市】、丸亀市、観音寺市	坂出市
愛媛県	今治市、宇和島市	(八幡浜市)、新居浜市、大洲市、四国中央市
高知県	【高知市】、四万十市・宿毛市(複眼型)	—
福岡県	大牟田市、【久留米市】、飯塚市、田川市、八女市	朝倉市
佐賀県	唐津市、伊万里市	〈佐賀市〉、鳥栖市
長崎県	【長崎市】、五島市	島原市、諫早市
熊本県	八代市、人吉市、玉名市、山鹿市、菊池市、天草市	—
大分県	中津市、日田市	—
宮崎県	都城市、延岡市、小林市、日向市、日南市	—
鹿児島県	鹿屋市、指宿市、薩摩川内市、南さつま市	霧島市、奄美市
沖縄県	宮古島市	浦添市、名護市、(うるま市)
合計	140	64

- 定住自立圏は140市が中心市宣言済み。
- 128圏域(537市町村)で定住自立圏形成協定締結又は定住自立圏形成方針策定済み。
- 126圏域が定住自立圏共生ビジョン策定済み。

以下の37市が宣言連携中核都市（令和2年4月1日現在）
 札幌市、青森市、八戸市、盛岡市、山形市、郡山市、新潟市、富山市、高岡市・射水市(複眼型)、金沢市、福井市、長野市、岐阜市、静岡市、姫路市、鳥取市、岡山市、倉敷市、広島市、呉市、福山市、山口市・宇部市(複眼型)、下関市、高松市、松山市、高知市、北九州市、久留米市、長崎市、佐世保市、熊本市、大分市、宮崎市、鹿児島市

※表右欄の中心市要件を満たす市については、以下の市を除く
 ○指定都市・中核市
 ○中心市又は近隣市として定住自立圏又は連携中核都市圏に取り組んでいる市

定住自立圏における取組例

○政策分野別取組状況

定住自立圏 128 圏域※（令和2年10月1日時点）における主な取組例と圏域数

※連携中枢都市圏に移行済の圏域を含む

市町村間の役割分担による生活機能の強化

医療
124圏域
医師派遣、適正受診の啓発、
休日夜間診療所の運営等

福祉
111圏域
介護、高齢者福祉、子育て、
障がい者等の支援

教育
107圏域
図書館ネットワーク構築、文化・スポーツ
交流、公共施設相互利用等

産業振興
123圏域
広域観光ルートの設定、
農産物のブランド化、企業誘致等

環境
64圏域
低炭素社会形成促進、
バイオマスの利活用等

市町村間の結びつきやネットワークの強化

地域公共交通
124圏域
地域公共交通のネットワーク化、
バス路線の維持等

ICTインフラ整備・利活用
47圏域
メール配信による圏域情報の共有等

交通インフラ整備
84圏域
生活道路の整備等

地産地消
52圏域
学校給食への地元特産物の活用、
直売所の整備等

交流移住
106圏域
共同空き家バンク、圏域内イベント
情報の共有と参加促進等

圏域マネジメント能力の強化

合同研修・人事交流
111圏域
合同研修の開催や
職員の人事交流等

外部専門家の招へい
44圏域
医療、観光、ICT等の
専門家を活用

特定地域づくり事業協同組合制度の推進

特定地域づくり事業協同組合制度

R3予算案 5.0億円
(内閣府予算計上)

根拠法：地域人口の急減に対処するための特定地域づくり事業の推進に関する法律（令和2年6月4日施行）

人口急減地域の課題

- ・事業者単位で見ると年間を通じた仕事がない
 - ・安定的な雇用環境、一定の給与水準を確保できない
- ⇒人口流出の要因、Uターンへの障害

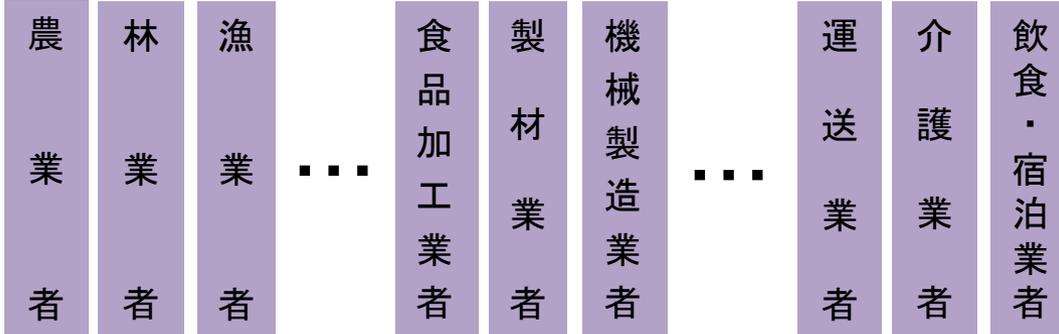
特定地域づくり事業協同組合制度

- ・地域の仕事を組み合わせて年間を通じた仕事を創出
 - ・組合で職員を雇用し事業者に派遣
(安定的な雇用環境、一定の給与水準を確保)
- ⇒地域の担い手を確保

人口急減法の概要

- 対象：人口規模・人口密度・事業所数等に照らし、人材確保に特に支援が必要な地区として知事が判断
※過疎地域に限られない
- 認定手続：事業協同組合の申請に基づき、都道府県知事が認定（10年更新制）
- 特例措置：労働者派遣法に基づく労働者派遣事業（無期雇用職員に限る）を届出で実施可能

特定地域づくり事業協同組合員



人材派遣 利用料金

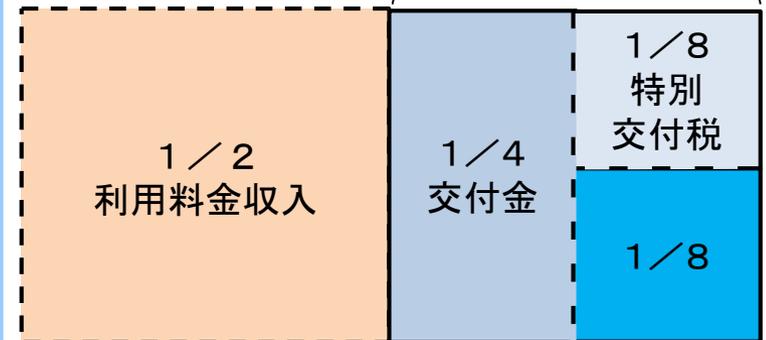
特定地域づくり事業協同組合

地域づくり人材の雇用 ⇒ 所得の安定・社会保障の確保

市町村

〈組合の運営経費〉

1/2市町村助成



※このほか、設立支援に対する特別交付税措置あり

財政支援

認定

都道府県

過疎対策の推進

過疎対策について

I 過疎対策の経緯

○昭和45年以来、四次にわたり議員立法として過疎法が制定(全て全会一致により成立)。

- ・過疎地域対策緊急措置法(昭和45年4月24日施行)
- ・過疎地域振興特別措置法(昭和55年4月1日施行)
- ・過疎地域活性化特別措置法(平成2年4月1日施行)
- ・過疎地域自立促進特別措置法(平成12年4月1日施行。平成22年、平成24年、平成26年、平成29年に法改正。)

○現行の過疎地域自立促進特別措置法は、令和2年度末に期限が到来。

II 過疎地域の要件

市町村毎に、「人口減少要件」及び「財政力要件」より判定。

※人口減少団体の平均人口減少率より人口が減少しており、財政力の弱い市町村を指定

III 過疎地域の現況等

	(過疎関係市町村)	(全国)	(過疎地域の割合)
関係市町村数(令和2.4.1)	817	1,718	47.6 %
人口(平成27国調:万人)	1,088	12,709	8.6 %
面積(平成27国調: km ²)	225,468	377,971	59.7 %

※「みなし過疎」と「一部過疎地域」を含む。

IV 各種施策

(1) 過疎法に基づく施策

- ①過疎対策事業債による支援(令和3年度計画額5,000億円(充当率100%、元利償還の70%を交付税措置))
 - ・平成22年の改正過疎法により、従来のハード事業に加えて新たに「ソフト事業」(地域医療の確保、交通手段の確保、集落の維持・活性化等、住民が将来にわたり安全に安心して暮らすことのできる地域社会の実現を図るための事業(基金積立も含む))も過疎債の対象とした。
- ②国庫補助金の補助率かさ上げ(統合に伴う公立小中学校校舎の整備等)
- ③税制特例措置・地方税の課税免除等に伴う減収補てん措置 等

(2) その他

○過疎地域持続的発展支援交付金(令和3年度予算案:7.8億円)

○ 過疎地域等における地域課題解決のための取組を支援することにより、過疎地域の持続的発展を支援。

① 過疎地域等集落ネットワーク圏形成支援事業

(まち・ひと・しごと創生総合戦略:「小さな拠点」の形成関連事業)

- 基幹集落を中心に周辺の複数集落をひとつのまとまりとする「集落ネットワーク圏」(小さな拠点)において地域運営組織等が行う生活支援の取組や「なりわい」を創出する活動等を支援。(定額補助)

※ 交付対象経費の限度額 1,500万円

(下記事業については、限度額を上乗せ)

- ① 専門人材を活用する事業(+500万円)
- ② ICT等技術を活用する事業(+1,000万円)
- ③ 上記(①+②)併用事業(+1,500万円)

- 令和3年度予算案 4.0億円 (令和2年度予算額4.0億円)

② 過疎地域持続的発展支援事業

- 過疎地域の地域課題解決を図り、持続的発展に資する取組として、過疎市町村が実施するICT等技術活用事業、都道府県が行う人材育成事業等を支援。(市町村:定額補助 都道府県:6/10、1/2補助)

※ 過疎地域等自立活性化推進事業を発展的に改組し、事業主体に都道府県を追加

※ 交付対象経費の限度額 2,000万円

- 令和3年度予算案 2.3億円 (令和2年度予算額1.4億円)

③ 過疎地域集落再編整備事業

- 過疎市町村が過疎地域の集落再編を図るために行う次の事業に対して補助(1/2補助)

- ・定住促進団地整備事業
- ・定住促進空き家活用事業
- ・集落等移転事業
- ・季節居住団地整備事業

- 令和3年度予算案 0.9億円 (令和2年度予算額0.9億円)

④ 過疎地域遊休施設再整備事業

- 過疎市町村が過疎地域にある遊休施設を再活用して地域間交流及び地域振興、地域課題解決を図るための施設整備に対して補助(1/3補助)

〈例〉

- ・テレワーク施設やサテライトオフィス等働く場の整備事業
- ・地域運営組織等のコミュニティ拠点施設
- ・食肉、農産物等の加工施設

- 令和3年度予算案 0.6億円 (令和2年度予算額0.6億円)

○「集落ネットワーク圏」(小さな拠点)において、生活支援や「なりわい」の創出等の地域課題の解決に資する取組を幅広く支援(特に専門人材やICT等技術を活用する場合には上乗せ支援)。

施策の概要

- (1)対象地域 過疎地域をはじめとした条件不利地域
- (2)事業主体 集落ネットワーク圏を支える中心的な組織(地域運営組織等)
- (3)対象事業 集落機能の維持・活性化プランに基づく取組
- (4)交付対象経費の限度額 1,500万円(定額補助)

※下記事業については、限度額を上乗せ

- ①専門人材を活用する事業(+500万円)
- ②ICT等技術を活用する事業(+1,000万円)
- 上記(①+②)併用事業(+1,500万円)

① 専門人材活用のイメージ

特産品開発、観光振興、地域交通、地域人材育成、移住定住促進、ICT技術等に関する専門的知識を有するアドバイザー、事業者 等

② ICT等技術活用のイメージ

ドローンを活用した買物支援、センサーを用いた鳥獣被害対策、対話型アプリを活用した高齢者の見守り、オンラインによる学習環境整備 等

集落ネットワーク圏における取組のイメージ



※範囲は、新旧小学校区、旧町村等を想定

○ 過疎地域の持続的発展に必要な人材育成事業、ICT等技術活用事業等を支援。

施策の概要

- (1)対象地域 過疎地域
 (2)事業主体 ① 過疎市町村 ② 都道府県
 (3)交付対象経費の限度額 2,000万円
 (4)交付率 ① 定額 ② 1/2又は6/10(※)
 ※財政力指数0.51未満の都道府県に限る

(5)対象事業

○人材育成事業

(主として都道府県実施を想定。ただし、伝統、文化の継承など地域が特定される場合は、市町村実施も可)

- ・ 地域リーダーの育成
- ・ 他地域との交流やネットワークの強化 等

※育成すべき人材(地域のリーダー)のイメージ

様々な地域組織や活動に横断的に関わる人材(横串人材)、地域資源を活用し、地場産品開発や地域PRができる人材、地域内人材と外部人材をつなぐ人材、ITリテラシーに長けた人材 等

○ICT等技術活用事業 (過疎市町村のみ)

- ・ 集落等のテレワーク環境整備
- ・ オンラインでの健康相談
- ・ アプリを活用した災害情報などの生活情報配信
- ・ ドローンを活用した買物等の生活支援
- ・ センサーを使った鳥獣対策 等

○その他過疎地域の持続的発展に必要な事業

人材育成事業のイメージ



【実施例】

複数の過疎市町村を対象とし都道府県主催で行う地域リーダー育成、交流、分野別人材育成研修事業 等

ICT等技術活用事業のイメージ



【実施例】

都市等との交流促進に資するオンライン環境整備、リモートでの医療、教育、農業等の支援体制の構築 等

- ポストコロナ社会を見据え、都市部から過疎地域への移住を推進するとともに、過疎地域における定住を促進するため、定住促進団地の整備や空き家を活用した住宅整備等を支援

施策の概要

(1) 事業の種類

① 定住促進団地整備事業

過疎市町村が実施する基幹的な集落等に住宅団地を造成する事業に対して補助

② 定住促進空き家活用事業

過疎市町村内に点在する空き家を有効活用し、過疎市町村が実施する住宅整備に対して補助

③ 集落等移転事業

基礎的条件が著しく低下した集落又は孤立散在する住居の基幹的な集落等への移転事業に対して補助

④ 季節居住団地整備事業

交通条件が悪く、公共サービスの確保が困難な地域にある住居を対象にした、冬期間など季節居住等のための団地形成事業に対して補助

(2) 実施主体

過疎市町村

(3) 交付率

1/2以内

事業のイメージ

定住促進団地整備事業

交付対象経費の限度額
 $3,877 \text{千円} \times \text{戸数}$

過疎地域内で定住促進のための住宅団地を造成



定住促進空き家活用事業

交付対象経費の限度額
 $4,000 \text{千円} \times \text{戸数}$

過疎地域内の空き家を移住者等への住宅へ改修



改修前



改修後

- 過疎地域内の遊休施設を有効活用し、地域間交流促進や地域振興に資する施設へ再整備する取組を支援

施策の概要

過疎地域に数多く存在している廃校舎や使用されていない家屋等の遊休施設を有効活用し、地域振興、地域課題解決に資する施設や都市住民等との地域間交流を促進するための農林漁業等体験施設、生産加工施設、地域芸能・文化体験施設等の整備事業に対して補助

(1)事業主体
過疎市町村

(2)交付対象経費の限度額
60,000千円

(3)交付率
1/3以内

事業のイメージ

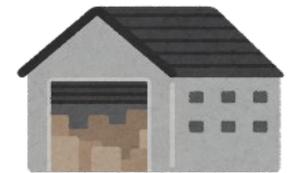
過疎地域内の遊休施設



廃校舎



使用されていない旧公民館



使用されていない倉庫等

改修

過疎地域内の課題解決に対応した施設へ



テレワーク施設やサテライトオフィス等働く場の施設整備



地域運営組織等のコミュニティ拠点施設



食肉、農産物等の加工施設

過疎対策事業債

令和3年度地方債計画(通常収支分)

(単位: 億円、%)

項 目	令和3年度 計画額 (A)	令和2年度 計画額 (B)	差 引 (A)-(B) (C)	増 減 率 (C)/(B)×100
一 一般会計債				
1 公共事業等	16,098	16,195	△ 97	△ 0.6
2 防災・減災・国土強靱化緊急対策事業	-	4,778	△ 4,778	皆減
3 公営住宅建設事業	1,103	1,110	△ 7	△ 0.6
4 災害復旧事業	1,141	1,148	△ 7	△ 0.6
5 教育・福祉施設等整備事業	3,319	3,327	△ 8	△ 0.2
(1) 学校教育施設等	1,223	1,223	0	0.0
(2) 社会福祉施設	371	373	△ 2	△ 0.5
(3) 一般廃棄物処理	639	639	0	0.0
(4) 一般補助施設等	549	552	△ 3	△ 0.5
(5) 施設(一般財源化分)	537	540	△ 3	△ 0.6
6 一般単独事業	27,724	26,807	917	3.4
(1) 一般	2,322	2,605	△ 283	△ 10.9
(2) 地域活性化	690	690	0	0.0
(3) 防災対策	871	871	0	0.0
(4) 地方道路等	3,221	3,221	0	0.0
(5) 旧合併特例	6,200	6,200	0	0.0
(6) 緊急防災・減災	5,000	5,000	0	0.0
(7) 公共施設等適正管理	4,320	4,320	0	0.0
(8) 緊急自然災害防止対策	4,000	3,000	1,000	33.3
(9) 緊急浚渫推進	1,100	900	200	22.2
7 辺地及び過疎対策事業	5,520	5,210	310	6.0
(1) 辺地対策	520	510	10	2.0
(2) 過疎対策	5,000	4,700	300	6.4
8 公共用地先行取得等事業	345	345	0	0.0
9 行政改革推進	700	700	0	0.0
10 調 整	100	100	0	0.0
計	56,050	59,720	△ 3,670	△ 6.1
二 公営企業債				
1 水道事業	5,258	5,570	△ 312	△ 5.6
2 工業用水道事業	303	338	△ 35	△ 10.4
3 交通事業	1,739	1,562	177	11.3
4 電気事業・ガス事業	195	260	△ 65	△ 25.0
5 港湾整備事業	571	555	16	2.9
6 病院事業・介護サービス事業	3,637	3,599	38	1.1
7 市場事業・と畜場事業	375	343	32	9.3
8 地域開発事業	658	708	△ 50	△ 7.1
9 下水道事業	11,934	12,383	△ 449	△ 3.6
10 観光その他事業	56	100	△ 44	△ 44.0
計	24,726	25,418	△ 692	△ 2.7
合 計	80,776	85,138	△ 4,362	△ 5.1

(単位: 億円、%)

項 目	令和3年度 計画額 (A)	令和2年度 計画額 (B)	差 引 (A)-(B) (C)	増 減 率 (C)/(B)×100
三 臨時財政対策債	54,796	31,398	23,399	74.5
四 退職手当債	800	800	0	0.0
五 国の予算等貸付金債	(241)	(247)	(△ 6)	(△ 2.4)
総 計	(241)	(247)	(△ 6)	(△ 2.4)
内 普通会計分	112,407	92,783	19,625	21.2
訳 公営企業会計等分	23,965	24,553	△ 588	△ 2.4
資金区分				
公 的 資 金	58,662	47,547	11,115	23.4
財 政 融 資 資 金	36,839	29,326	7,513	25.6
地方公共団体金融機構資金	21,823	18,221	3,602	19.8
(国の予算等貸付金)	(241)	(247)	(△ 6)	(△ 2.4)
民 間 等 資 金	77,710	69,789	7,922	11.4
市 場 公 募	44,700	38,500	6,200	16.1
銀 行 等 引 受	33,010	31,289	1,722	5.5

その他同意等の見込まれる項目

- 1 地方税等の減収が生じることとなる場合において発行する減収補填債
- 2 地方財政法第33条の5の12の規定により発行する猶予特例債
- 3 地方税等、使用料・手数料の減収が生じることとなる場合において発行する特別減収対策債
- 4 公営企業の資金不足額が発生又は拡大することとなる場合において発行する特別減収対策企業債
- 5 財政再生団体が発行する再生振替特例債
- 6 資金区分の変更等を行う場合において発行する借換債

(備 考)

国の予算等貸付金債の()書は、災害援護資金貸付金などの国の予算等に基づく貸付金を財源とするものであって外書である。

過疎地域における事業用設備等に係る特別償却の拡充及び延長

過疎地域の「持続的発展」に資する産業振興をより効果的に促進するため、新たに情報サービス業等の立地を促進するとともに、地域企業の持続性を高める観点から現行制度を見直すこととした上で、延長する。

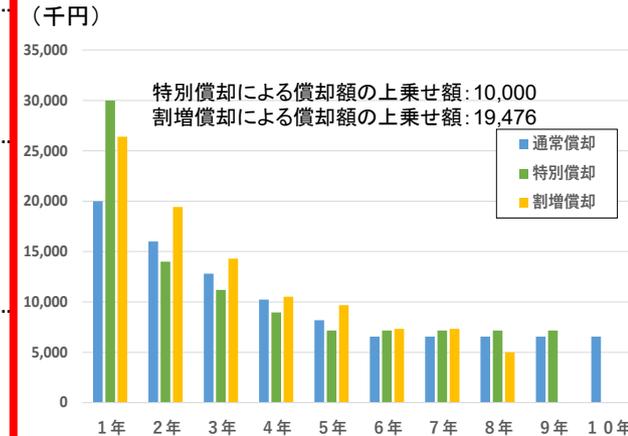
1. 現行制度：

- 個人又は法人が、過疎地域内に取得価額の合計が2,000万円を超える生産等設備を新增設して一定の事業の用に供した場合、建物、機械等の資産について、その事業年度に限り、通常の償却額に加え、取得価額の一定割合を特別償却額として計上し、損金に含めることができる。(所得税、法人税)
- 特別償却率: 機械及び装置…取得価額の10/100、建物及び附属設備…取得価額の6/100

2. 改正内容：

項目	改正内容
①対象業種 (現行) 製造業、旅館業、農林水産物等販売業	情報サービス業、インターネット付随サービス業、通信販売、市場調査等(「情報サービス業等」)を追加
②取得価額要件 (現行) 2,000万円超	資本金の規模に応じ、500万円以上まで引下げ ※取得価額は、圧縮記帳の適用後の金額を用いて判定
③対象となる設備投資 (現行) 新設、増設のみ	取得又は製作若しくは建設(建物等については、増築、改築、修繕又は模様替えのための工事による取得又は建設を含む) ※資本金の額が5,000万円超である法人は新設、増設のみ
④減価償却の方法 (現行) 「特別償却(初年度のみ)」 償却率…機械等: 取得価額の10/100 建物等: 取得価額の6/100	「割増償却(5年間適用)」へ改組 償却率…機械等: 普通償却限度額の32/100 建物等: 普通償却限度額の48/100
⑤適用期間 (現行) 令和3年3月31日まで	3年間延長(令和6年3月31日まで)

【特別償却と割増償却の比較】



※ グラフは、取得価額1億円の機械を購入。減価償却資産の耐用年数を10年、定率法による償却とした場合のイメージ。

3. その他：

- 所要の経過措置を講ずる。
- 市町村による産業振興施策に資する措置とするため、税制適用にあたっては市町村過疎計画に産業振興施策促進事項(仮称)を記載することとする。
- 過疎地域における事業用資産の買換えの場合の課税の特例措置: 廃止

過疎地域における地方税の減収補填措置の拡充及び延長

過疎地域の「持続的発展」に資する産業振興をより効果的に促進するため、新たに情報サービス業等の立地を促進するとともに、地域企業の持続性を高める観点から現行制度を見直すこととした上で、延長する。

1. 現行制度：

- ① 都道府県又は市町村が、過疎地域内の産業の振興を図るため、過疎地域内において一定の事業用資産を取得した製造業、旅館業及び農林水産物等販売業について、条例に基づいて課税免除又は不均一課税を行った場合、地方税の減収の75%を普通交付税で補填。(事業税、不動産取得税、固定資産税。事業税と固定資産税は最初に課税免除等を行った年度から3年間)
- ② 都道府県が、過疎地域内において個人が行う畜産業及び水産業(事業を行った日数の合計が当該年の延べ労働日数の1/3~1/2の場合に限る)について、条例に基づいて課税免除又は不均一課税を行った場合、地方税の減収の75%を普通交付税で補填。(個人事業税。最初に課税免除等を行った年度から5年間)

2. 改正内容(1. ①の措置関係)：

項目	改正内容
①対象業種 (現行)製造業、旅館業、農林水産物等販売業、畜産業、水産業	情報サービス業、インターネット付随サービス業、通信販売、市場調査等(「情報サービス業等」)を追加
②取得価額要件 (現行)2,700万円超	資本金の規模に応じ、500万円以上まで引下げ ※取得価額は、圧縮記帳の適用後の金額を用いて判定
③対象となる設備投資 (現行)新設、増設のみ	取得又は製作若しくは建設(建物等については、増築、改築、修繕又は模様替えのための工事による取得又は建設を含む) ※資本金の額が5,000万円超である法人は新設、増設のみ
④適用期間 (現行)令和3年3月31日まで	3年間延長(令和6年3月31日まで)(1. ②の措置を含む)

3. その他：

- 所要の経過措置を講ずる。
- 市町村による産業振興施策に資する措置とするため、適用にあたっては市町村過疎計画に産業振興施策促進事項(仮称)を記載することとする。

集落支援員について

集落支援員

地域の実情に詳しく、集落対策の推進に関してノウハウ・知見を有した人材が、地方自治体からの委嘱を受け、市町村職員と連携し、集落への「目配り」として集落の巡回、状況把握等を実施

※令和元年度 専任の「集落支援員」の設置数 **1,741人** ※自治会長などとの兼務の集落支援員の設置数 **3,320人**

〈専任の「集落支援員」の属性〉 約4割が60代、約5割が元会社員・元公務員・元教員、約9割がそれまで暮らしていた地方自治体で活動

・地方自治体⇒集落支援員を設置し、集落支援員と協力して集落対策を推進(下記フロー図のとおり)

・総務省 ⇒地方自治体に対して、**財政措置(特別交付税措置)**、情報提供等を実施

〈特別交付税措置〉

○措置額 … 集落支援員1人あたりの上限額 ・**専任※ 430万円** (令和3年度予定) ・兼任 40万円

※兼任の場合であって、集落支援員としての活動に従事する時間が週当たり15時間30分以上である旨を設置要綱等に規定して委嘱する場合を含む。

- 対象経費… ①集落支援員の設置に要する経費、②集落点検の実施に要する経費
③集落における話し合いの実施に要する経費
④地域の実情に応じた集落の維持・活性化対策に要する経費

地方自治体の取組のフロー

■集落支援員の設置

- ・地方自治体の委嘱により「**集落支援員**」を設置。
- ・集落支援員は、市町村職員とも連携し、集落への「目配り」として、集落の巡回、状況把握等を行う。

↓ 集落支援員による支援

■集落点検の実施

- ・集落支援員は、市町村職員と協力し、住民とともに、**集落点検**を実施

■集落のあり方についての話し合い

- ・住民と住民、住民と市町村との間で集落の現状、課題、あるべき姿等についての**話し合い**を促進(「集落点検」の結果を活用)

《 集落点検や話し合いを通じ必要と認められる施策 》

- ①デマンド交通システムなど地域交通の確保、②都市から地方への移住・交流の推進、③特産品を生かした地域おこし、④農山漁村教育交流、⑤高齢者見守りサービスの実施、⑥伝統文化継承、⑦集落の自主的活動への支援 等

支援

総務省

集落支援員の活躍先

○支援員数 専任1,741名、兼任3,320名 352自治体(4府県348市町村) (令和元年度特交ベース)

※表は専任のみ (人)

都道府県名	市町村名	支援員数	
北海道 (50)	深川市	1	
	乙部町	1	
	蘭越町	1	
	ニセコ町	6	
	積丹町	1	
	北竜町	3	
	愛別町	1	
	東川町	12	
	南富良野町	1	
	占冠村	2	
	和寒町	1	
	下川町	1	
	美深町	1	
	音威子府村	1	
	遠別町	1	
	幌延町	1	
	白老町	5	
	厚真町	3	
	むかわ町	1	
	白糠町	6	
青森県 (4)	むつ市	2	
	中泊町	2	
	岩手県 (36)	大船渡市	4
	花巻市	1	
久慈市	3		
遠野市	11		
一関市	2		
雫石町	5		
紫波町	1		
西和賀町	1		
岩泉町	8		
宮城県 (28)	気仙沼市	6	
	登米市	21	
秋田県 (10)	加美町	1	
	秋田県★	2	
山形県 (24)	鹿角市	1	
	由利本荘市	6	
	羽後町	1	
	寒河江市	3	
	西川町	2	
	朝日町	2	
	大江町	1	
	金山町	1	
	最上町	3	
	舟形町	2	
大蔵村	1		
戸沢村	1		
川西町	1		
飯豊町	5		
遊佐町	2		
福島県	会津若松市	1	

都道府県名	市町村名	支援員数	
福島県 (21)	喜多方市	5	
	二本松市	9	
	南会津町	3	
	西会津町	1	
	会津美里町	2	
	常陸大宮市	25	
	茨城県 (28)	茨城市	3
	栃木県	矢板市	2
	群馬県 (8)	沼田市	3
	嬭恋村	5	
埼玉県 (17)	秩父市	6	
千葉県 (17)	南房総市	13	
香取市	2		
山武市	2		
新潟県 (82)	長岡市	8	
	小千谷市	4	
	十日町市	12	
	見附市	11	
	村上市	2	
	糸魚川市	11	
	妙高市	5	
	上越市	7	
	佐渡市	1	
	魚沼市	10	
阿賀町	10		
粟島浦村	1		
富山県	富山県★	1	
石川県	能登町	1	
福井県 (7)	福井市	4	
	坂井市	1	
山梨県 (5)	越前町	2	
	南アルプス市	1	
長野県 (97)	早川町	1	
	小菅村	1	
	丹波山村	2	
	伊那市	4	
	大町市	2	
	茅野市	5	
	東御市	7	
	佐久穂町	1	
	箕輪町	1	
	飯島町	7	
南箕輪村	1		
中川村	3		
松川町	11		
高森町	2		
阿南町	1		
阿智町	4		
売木村	7		
天龍村	2		
泰阜村	1		

都道府県名	市町村名	支援員数	
長野県	王滝村	4	
	麻績村	1	
	生坂村	5	
	白馬村	5	
	小谷村	8	
	高山村	10	
	飯綱町	2	
	木島平村	3	
	関市	7	
	中津川市	12	
岐阜県 (40)	瑞浪市	8	
	恵那市	7	
	飛騨市	1	
	白川町	5	
	静岡市	8	
	浜松市	4	
	小山町	3	
	尾鷲市	4	
	鳥羽市	1	
	熊野市	25	
三重県 (174)	いなべ市	136	
	木曾岬町	1	
	南伊勢町	1	
	紀北町	6	
	長浜市	21	
	守山市	2	
	甲賀市	20	
	京都市 (24)	京都市	7
	綾部市	2	
	京丹後市	6	
南丹市	7		
伊根町	2		
兵庫県 (136)	豊岡市	27	
	西脇市	4	
	丹波篠山市	2	
	養父市	34	
	丹波市	22	
	朝来市	28	
	宍粟市	1	
	神河町	1	
	上郡町	3	
	佐用町	13	
香美町	1		
奈良県 (55)	宇陀市	4	
	山添村	1	
	曾爾村	1	
	明日香村	1	
	吉野町	4	
	天川村	4	
	十津川村	5	
	下北山村	4	

都道府県名	市町村名	支援員数	
奈良県	上北山村	4	
	川上村	24	
	東吉野村	3	
	紀美野町	12	
	高野町	2	
	すさみ町	5	
	那智勝浦町	3	
	鳥取県 (78)	鳥取市	3
	倉吉市	5	
	岩美町	1	
智頭町	9		
八頭町	17		
三朝町	6		
琴浦町	3		
大山町	5		
南郷町	18		
伯耆町	3		
日南町	7		
江府町	1		
島根県 (177)	出雲市	3	
	益田市	24	
	大田市	1	
	安来市	2	
	奥出雲町	6	
	飯南町	5	
	川本町	20	
	美郷町	14	
	邑南町	1	
	津和野町	34	
吉賀町	2		
海士町	49		
西ノ島町	4		
知夫村	11		
隠岐の島町	1		
岡山県 (22)	笠岡市	4	
	備前市	1	
	瀬戸内市	1	
	真庭市	1	
	浅口市	1	
	矢掛町	7	
	勝央町	2	
	美咲町	5	
	三原市	22	
	三次市	6	
庄原市	26		
廿日市市	6		
安芸高田市	3		
安芸太田町	3		
北広島町	2		
大崎上島町	1		
神石高原町	4		

都道府県名	市町村名	支援員数	
山口県 (38)	宇部市	5	
	多門市	1	
	岩国市	5	
	長門市	17	
	柳井市	1	
	周防大島町	1	
	平生町	6	
	阿武町	2	
	美馬市	7	
	三好市	18	
徳島県 (33)	上勝町	1	
	神山町	3	
	那賀町	1	
	牟岐町	3	
	香川県 (3)	まんのう町	3
	愛媛県 (78)	愛媛県★	1
	久万高原町	2	
	高知県 (78)	室戸市	1
	安芸市	2	
	南国市	4	
須崎市	1		
宿毛市	1		
土佐清水市	1		
四万十市	1		
香南市	1		
香美市	13		
奈半利町	1		
安田町	3		
馬路村	1		
芸西村	2		
本山町	1		
西ノ表市	8		
土佐町	3		
いの町	1		
中土佐町	2		
佐川町	11		
越知町	4		
橋原町	8		
日高村	2		
津野町	2		
三原村	3		
黒潮町	1		
福岡県 (33)	八女市	1	
	筑後市	12	
	小郡市	3	
	うきは市	3	
	朝倉市	2	
	東峰村	5	
	大川町	4	
	苅田町	1	
	みやこ町	2	

都道府県名	市町村名	支援員数
佐賀県 (13)	唐津市	7
	多久市	1
	基山町	3
	上峰町	2
長崎県 (34)	佐世保市	1
	平戸市	8
	対馬市	1
	壱岐市	12
熊本県 (6)	五島市	12
	高森町	1
	南阿蘇村	3
	山都町	1
大分県 (64)	多良木町	1
	日田市	12
	佐伯市	11
	臼杵市	12
宮崎県 (17)	津久見市	1
	竹田市	3
	豊後高田市	3
	宇佐市	21
	玖珠町	1
	宮崎市	4
	串間市	1
	えびの市	5
	椎葉村	5
	日之影町	1
鹿児島県 (117)	五ヶ瀬町	1
	鹿児島市	9
	鹿屋市	1
	阿久根市	2
	指宿市	1
	西之表市	8
	日置市	27
	曾於市	4
	霧島市	3
	志布志市	1
南九州市	2	
さつま町	6	
東串良町	2	
肝付町	1	
瀬戸内町	49	
徳之島町	1	
沖縄県 (16)	名護市	1
	国頭村	1
	大宜味村	7
	宜野座村	2
北大東村	3	
久米島町	2	
合計		1,741

【参考】 表中の★は、県が実施

平成30年度 専任1,391名、兼任3,497名 (3府県328市町村)
 平成29年度 専任1,195名、兼任3,320名 (3府県300市町村)
 平成28年度 専任1,158名、兼任3,276名 (4府県277市町村)
 平成27年度 専任 994名、兼任3,096名 (3府県238市町村)

平成26年度 専任858名、兼任 3,850名 (5府県216市町村)
 平成25年度 専任741名、兼任 3,764名 (7府県189市町村)
 平成24年度 専任694名、兼任 3,505名 (6府県186市町村)
 平成23年度 専任597名、兼任約3,700名 (9府県149市町村)

平成22年度 専任500名、兼任約3,600名 (13府県134市町村)
 平成21年度 専任449名、兼任約3,500名 (9府県113市町村)
 平成20年度 専任199名、兼任約2,000名 (11府県 66市町村)

集落支援員～取組事例～

青森県中泊町 なかどまりまち

平成30年度:2名(うち専任2名)

【概要】

2人でチームを組み、地域自治組織とともに活動しており、地域住民との相談や話し合いにより地域の魅力や課題を見つけ、空き家・空き地の解消や高齢者の見守り等に取り組んでいる。

【活動内容】

空き家や人口・世帯調査のほか、地域の課題を把握するためのアンケート調査、高齢者の見守り、空き家・空き地情報のデータベース化を実施。さらに地区懇談会を1か月に1度のペースで開催している。

【ポイント】

2名とも地元出身者で地域住民の信頼も厚いことが、集落点検等を円滑に実施できる要因となっている。



(地区懇談会)

山形県金山町 かねやままち

平成30年度:2名(うち専任2名)

【概要】

5地区からなる西郷地域に2名を配置し、高齢者の見守り活動や、地域のにぎわい創出等に取り組んでいる。

【活動内容】

独居高齢者や高齢者世帯を訪問し、近況や生活上の課題の聞き取りを実施。また、地域新聞を隔月で発行し、全戸配布しているほか、廃校を活用して、子どもの遊び場や地域の話合いの場を創出している。

【ポイント】

地域住民が集まる場に積極的に参加することで、より多くの意見や要望を聞き取り、地域のニーズを分析し、共有している。



(西郷地域のワークショップ)

宮城県気仙沼市 けせんぬま

平成30年度:5名(うち専任4名)

【概要】

市内5か所のまちづくり協議会に1名ずつを配置。まちづくりに係る課題の調査のほか、課題解決へ向けた取組等を支援している。

【活動内容】

地域点検や、住民同士の話し合いに向けた環境整備、被災者との交流行事、まち歩き、地域のお祭り、子供の体験学習といったまちづくり活動の企画等を行っている。

【ポイント】

まちづくり協議会を活動拠点とし、若者を含む地域住民を上手に巻き込むことで、持続的な活動につなげている。



(漁業体験学習)

福井県福井市 ふくいし

平成30年度:2名(うち専任2名)

【概要】

人口減少や高齢化が進む中山間地域に2名を配置。地域の状況を把握し、課題の解決や活性化に向けた取組を展開している。

【活動内容】

高齢者世帯の訪問・声かけ、住民や自治会からの相談対応、市や住民が行う行事等の運営支援、農作物の栽培及び販売サポート等を実施している。

【ポイント】

地域の実情に詳しい集落支援員が、集落点検にとどまらず、地域住民による組織や県内外の大学等と連携しながら、地域の活性化に向けた諸活動に携わっている。



(大学生が地域行事に参画)

その他の施策について

空家等対策の推進に関する特別措置法について

概要

背景

- 適切な管理が行われていない空家等が防災、衛生、景観等の地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼしており、地域住民の生命・身体・財産の保護、生活環境の保全、空家等の活用のため対応が必要(法1条)

施策の概要

- 国による基本指針の策定・市町村による計画の策定等(法5条～8条)
- 空家等についての情報収集(法9条～10条)
- 空家等及びその跡地の活用(法13条)
- 特定空家等に対する措置(法14条)
- 財政上の措置及び税制上の措置等(法15条)

施行状況

○国土交通省・総務省調査(令和2年3月31日時点)

空家の定義

- 「空家等」とは、建築物又はこれに附属する工作物であって居住その他の使用がなされていないことが常態であるもの及びその敷地(立木その他の土地に定着する物を含む。)をいう。ただし、国又は地方公共団体が所有し、又は管理するものを除く。(法2条1項)
- 「特定空家等」とは、
 - ①倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態
 - ②著しく衛生上有害となるおそれのある状態
 - ③適切な管理が行われなにより著しく景観を損なっている状態
 - ④その他周辺的生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態にある空家等をいう。(法2条2項)

空家等

- ・市町村による空家等対策計画の策定
- ・空家等の所在や所有者の調査
- ・固定資産税情報の内部利用等
- ・データベースの整備等
- ・適切な管理の促進、有効活用

特定空家等

- ・措置の実施のための立入調査
- ・指導→勧告→命令→代執行の措置

1. 空家等対策計画の策定状況

	市区町村数	比率
既に策定済み	1,208	69%
策定予定あり	386	22%
令和2年度	165	9%
令和3年度以降	35	2%
時期未定	186	11%
策定予定なし	147	8%
合計	1,741	100%

2. 法定協議会の設置状況

	市区町村数	比率
設置済み	812	47%
設置予定あり	354	20%
令和2年度	115	7%
令和3年度以降	31	2%
時期未定	208	12%
設置予定なし	575	33%
合計	1,741	100%

3. 特定空家等に対する措置状況 ※()内は市区町村数

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	合計
助言・指導	2,206 (129)	3,126 (203)	3,816 (270)	4,487 (323)	5,394 (401)	19,029 (614)
勧告	52 (23)	198 (72)	271 (91)	364 (101)	466 (139)	1,351 (263)
命令	4 (3)	17 (16)	44 (29)	43 (21)	42 (33)	150 (81)
行政代執行	1 (1)	10 (10)	12 (12)	18 (14)	28 (25)	69 (57)
略式代執行	8 (8)	27 (23)	40 (33)	49 (44)	67 (56)	191 (128)

- ・調査対象:1788団体(47都道府県、1741市区町村)
- ・回収数:1788団体(回収率100%)

地方自治体の空き家対策への地方財政措置

概要

- 空き家が防災・衛生・景観等の地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼしていることに鑑み、「空家等対策の推進に関する特別措置法」に基づき、市町村は空家等対策計画の策定等により、空き家等に関する施策を総合的かつ計画的に推進
- 空き家に関するデータベースの整備、空き家相談窓口の設置、空き家の利活用・除却等の地方自治体が行う空き家対策のプロセス全体を特別交付税により支援

対象経費

- 市町村が行う次の取組に係る地方負担について特別交付税措置（措置率0.5、財政力に応じて補正）

①空き家対策のために必要な調査

- ・空き家等の所有者特定のための調査
- ・空家等対策計画の策定等のために必要な空き家住宅等の実態把握

②空き家対策を講ずる上で必要な体制整備

- ・空き家に関するデータベースの整備
- ・空き家相談窓口の設置 等

③空家等対策計画の策定

④空き家の利活用

- ・空き家バンクの設置
- ・空き家の入居者への家賃補助 等

⑤危険な空き家の除却・改修

<除却のイメージ>



※①及び③については、国庫補助事業の地方負担分に限る。
※都道府県についても、国庫補助事業の地方負担分（①, ③, ⑤）を対象とする。

- 厳しい財政制約の中で公共施設の老朽化が進む現状を踏まえると、PPP/PFIによる民間の資金やノウハウの活用は重要

1 地方公共団体への周知

- ・ 地方公共団体に対し、PFI事業の円滑な実施の促進のため、公共施設等運営権制度と指定管理者制度との適用関係、公共施設等運営権設定後の公営企業の取扱等についての通知を发出（平成26年6月30日付け総務省大臣官房地域力創造審議官通知）。
- ・ 「経済財政運営と改革の基本方針2015」等を踏まえ、「地方行政サービス改革の推進に関する留意事項について」（平成27年8月28日付け総務大臣通知）を发出。あわせて、優良事例の横展開など、公共施設等運営権制度の積極的導入や公共施設の維持更新・集約化等へのPPP/PFI手法の導入等を促進。
- ・ また、「多様なPPP/PFI手法導入を優先的に検討するための指針」（平成27年12月15日民間資金等活用事業推進会議決定）を踏まえ、「多様なPPP/PFI手法導入を優先的に検討するための指針」について（平成27年12月17日付け内閣府政策統括官（経済社会システム担当）、総務省大臣官房地域力創造審議官通知）を发出し、優先的検討規程の策定を要請。さらに、「PPP/PFI手法導入優先的検討規程の策定及び運用について」（令和2年12月28日付け内閣府民間資金等活用事業推進室参事官、総務省地域力創造グループ地域振興室長通知）において、策定を再度要請。
- ・ 「PPP事業における官民対話・事業者選定プロセスに関する運用ガイド（国土交通省・内閣府・総務省）」を作成・公表（平成28年10月）。※別紙参考
- ・ 公営企業についても、水道・下水道事業における広域化等及び更なる民間活用の促進のため、「平成31年度の公営企業等関係主要施策に関する留意事項について」等で示している留意点等について、地方公共団体への周知を実施。あわせて、公営企業会計の適用については、新たなロードマップにより、人口3万人未満も含め地方公共団体における取組を一層促進。
- ・ 多くの地方公共団体の対象となり得る事業分野を中心に参考となる事例を取りまとめた「PPP/PFI事例集」（内閣府民間資金等活用事業推進室作成、令和2年4月公表）について、地方公共団体への周知を実施（令和2年7月）。

PPP/PFIの導入促進（総務省の取組）

2 公共施設等総合管理計画の策定、見直し

- ・ 公共施設等の更新などに際してPPP/PFIは有効な手段であることから、公共施設等総合管理計画の策定、見直しにあたってPPP/PFIを積極的に活用するよう検討することが重要。
- ・ 公共施設等総合管理計画については、各地方公共団体に対して、平成26年度から28年度までの3年間の策定を要請（平成26年4月22日付け総務大臣通知）。あわせて、計画策定にあたっての指針を策定（平成30年2月27日改訂）。当指針では、計画の検討にあたってPPP/PFIの積極的な活用を検討するよう明記。
- ・ また、説明会の開催等により地方公共団体における公共施設等総合管理計画の策定、見直しを促進。

3 地方公会計の整備

- ・ PPP/PFIの導入促進のためには、地方公共団体が保有するストック情報を民間事業者に対して開示することが重要。
- ・ 総務省では、各地方公共団体に対して、原則として平成27年度から平成29年度までの3年間で、公表を前提とした固定資産台帳を含む統一的な基準による地方公会計を整備するよう要請（平成27年1月23日付け総務大臣通知）。分析手法や事例の紹介、研修等の実施、特別交付税措置等により、予算編成や資産管理等への活用を促進。

4 地方財政措置

- ・ 地方公共団体がPPP/PFIを導入しても、地方財政上不利にならないよう財政措置を講じる（イコールフットイングを図る）ことが基本。
- ・ 平成27年度から、地方公共団体が国庫補助を受けて実施するコンセッション方式の導入に向けた調査等の準備事業に係る地方負担について、特別交付税措置を講じている。
- ・ 「全国都道府県財政課長市町村担当課長合同会議（平成31年4月25日）」や「地方行政サービス改革の推進に関する地方財政措置について」（平成27年8月28日付け総務省自治財政局財政課事務連絡）において周知。

5 PPP/PFIに係る調査研究

- ・ 地方公共団体においてPFI事業を遂行する際に、実務上課題となることについて、解決策を探るとともに、新たな取組の優良事例を調査研究し、地方公共団体に周知。

PPP事業における官民対話・事業者選定プロセスに関する運用ガイド（概要）

<PPP推進に係るボトルネック>

行政

・民間事業者から有意義な提案がなされるよう、有意義な提案をした民間事業者に対してインセンティブを与えたい。



・公共調達であるが故に、公平性・公正性の確保に留意する必要がある。

民間事業者

・提案にもコスト（時間・費用）がかかる。

・公募条件において、コストをかけた提案を「ただ取り」されたのでは割が合わない。



上記ボトルネックを解決するため、「PPP/PFI推進のための入札契約手続きのあり方に関する勉強会」における議論を踏まえて、「PPP事業における官民対話・事業者選定プロセスに関する運用ガイド」として取りまとめ。

○「PPP/PFI推進のための入札契約手続きのあり方に関する勉強会」構成員

構成員

大森 文彦 弁護士・東洋大学法学部教授	内閣府民間資金等活用事業推進室参事官
小澤 一雅 東京大学大学院工学系研究科社会基盤学専攻教授	総務省自治行政局 地域自立応援課地域振興室長
根本 祐二 東洋大学経済学部教授	国土交通省総合政策局官民連携政策課長
宮本 和明 東京都市大学都市生活学部都市生活学科教授	国土交通省総合政策局 公共事業企画調整課事業総括調整官
村木 美貴 千葉大学大学院工学研究科教授	国土交通省土地・建設産業局 建設業課入札制度企画指導室長

国土交通省資料より作成

ポイント1: ルールの事前明示

（直接・間接の）インセンティブがあり得ることを、提案募集の前に明示。

ポイント2: 中立的な第三者の活用

事業者選定に当たり、外部有識者等からなる第三者機関を活用。

【対話方式の概要】

1. 明示的なインセンティブがなくとも、アイデアや意見がその後の検討内容や公募条件に反映され得ることが民間事業者のインセンティブとなる場合

⇒ a. マーケットサウンディング型

参加事業者を募り、個別ヒアリング等により、意見交換・対話を行うもの

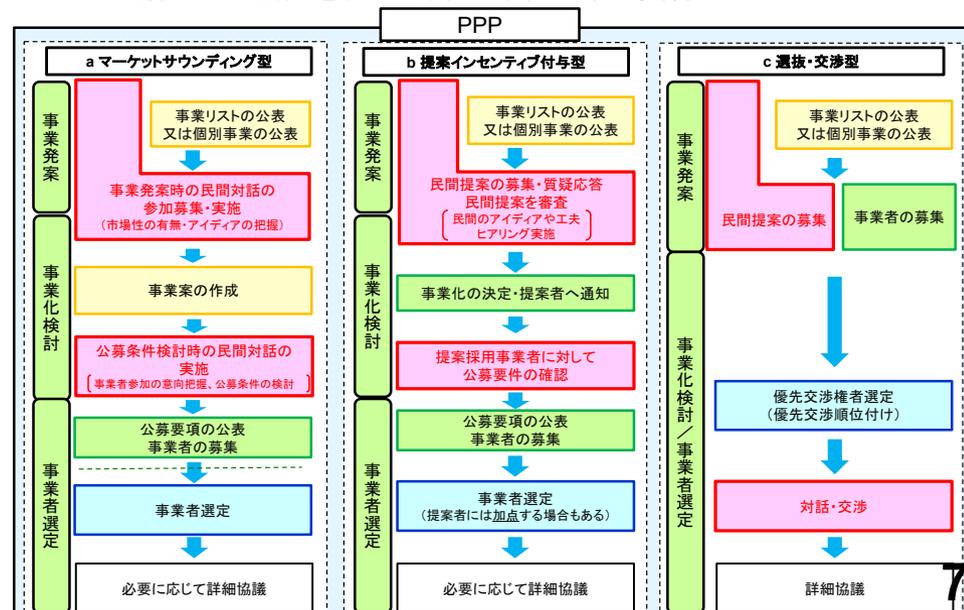
2. 明示的なインセンティブが必要な場合

⇒ b. 提案インセンティブ付与型

事業者選定評価において、提案が採用された事業者に対してインセンティブ付与（加点）を行うもの

⇒ c. 選抜・交渉型

提案内容を審査して優先順位付けを行い、事業内容について競争的対話による協議を行い、協議が調った者と契約するもの



棚田地域振興法の概要

- 令和元年6月、議員立法により「棚田地域振興法」が成立（令和元年8月16日施行）。法律に基づく「棚田地域の振興に関する基本的な方針」が同年8月22日に閣議決定。
- 多様な主体が参画する地域協議会による棚田を核とした地域振興の取組を関係府省庁横断で総合的に支援する枠組みが構築。

棚田地域振興法の概要

1. 目的(1条)

棚田地域における人口減少、
高齢化の進展等



棚田が荒廃の危機に
直面

棚田地域の振興について、基本理念を定め、及び国等の責務を明らかにするとともに、基本方針の策定その他の棚田地域の振興に関し必要な事項を定めることにより、貴重な国民的財産である棚田を保全し、棚田地域の有する多面にわたる機能の維持増進を図り、もって棚田地域の持続的発展及び国民生活の安定向上に寄与することを目的とする。

- 棚田地域…自然的社会的諸条件からみて一体的な日常生活圏を構成していると認められる棚田を含む一定の地域であって政令で定める要件に該当するもの(2条)

※政令要件：昭和25年2月時点の市町村の区域で、その区域内に勾配1/20以上の一団の棚田が1ha以上あること

2. 基本理念(3条)

- ① 棚田地域の振興は、棚田地域の有する多面にわたる機能(農産物の供給、国土の保全、水源の涵養、生物の多様性の確保その他の自然環境の保全、良好な景観の形成、伝統文化の継承等)が維持されるよう、棚田等の保全を図るとともに、棚田地域における定住等及び国内外の地域との交流を促進することを旨として、行われなければならない。
- ② 棚田地域の振興に関する施策は、農業者、地域住民等による自主的努力の助長及び多様な主体の連携・協力の促進を旨として、講ぜられなければならない。

3. 国等の責務(4条)

- 国…棚田地域の振興に関する施策を総合的に策定・実施
- 地方公共団体…国との連携を図りつつ、自主的・主体的に、地域の特性に応じた施策を策定・実施

4. 基本方針等(5条・6条)

- 政府…棚田地域の振興に関する基本方針を策定(内閣総理大臣が案を作成し、閣議決定)(5条)
- 都道府県…基本方針を勘案して、都道府県棚田地域振興計画を策定(6条)

5. 具体的施策(7条～18条)

(1) 指定棚田地域の指定、指定棚田地域振興活動計画の認定等

- ① 主務大臣は、都道府県の申請に基づき、指定棚田地域を指定(7条)
 - 主務大臣…総務大臣・文部科学大臣・農林水産大臣・国土交通大臣・環境大臣(18条)
- ② 市町村は、指定棚田地域振興活動の参加者からなる指定棚田地域振興協議会を組織(8条)
- ③ 国による協議会の構成員に対する情報提供、助言等の援助(9条)
- ④ 協議会が作成した指定棚田地域振興活動計画について、主務大臣が認定(10条)
- ⑤ 計画の実施状況について、主務大臣が認定市町村から報告徴収(11条)

棚田地域振興
コンサルジュ

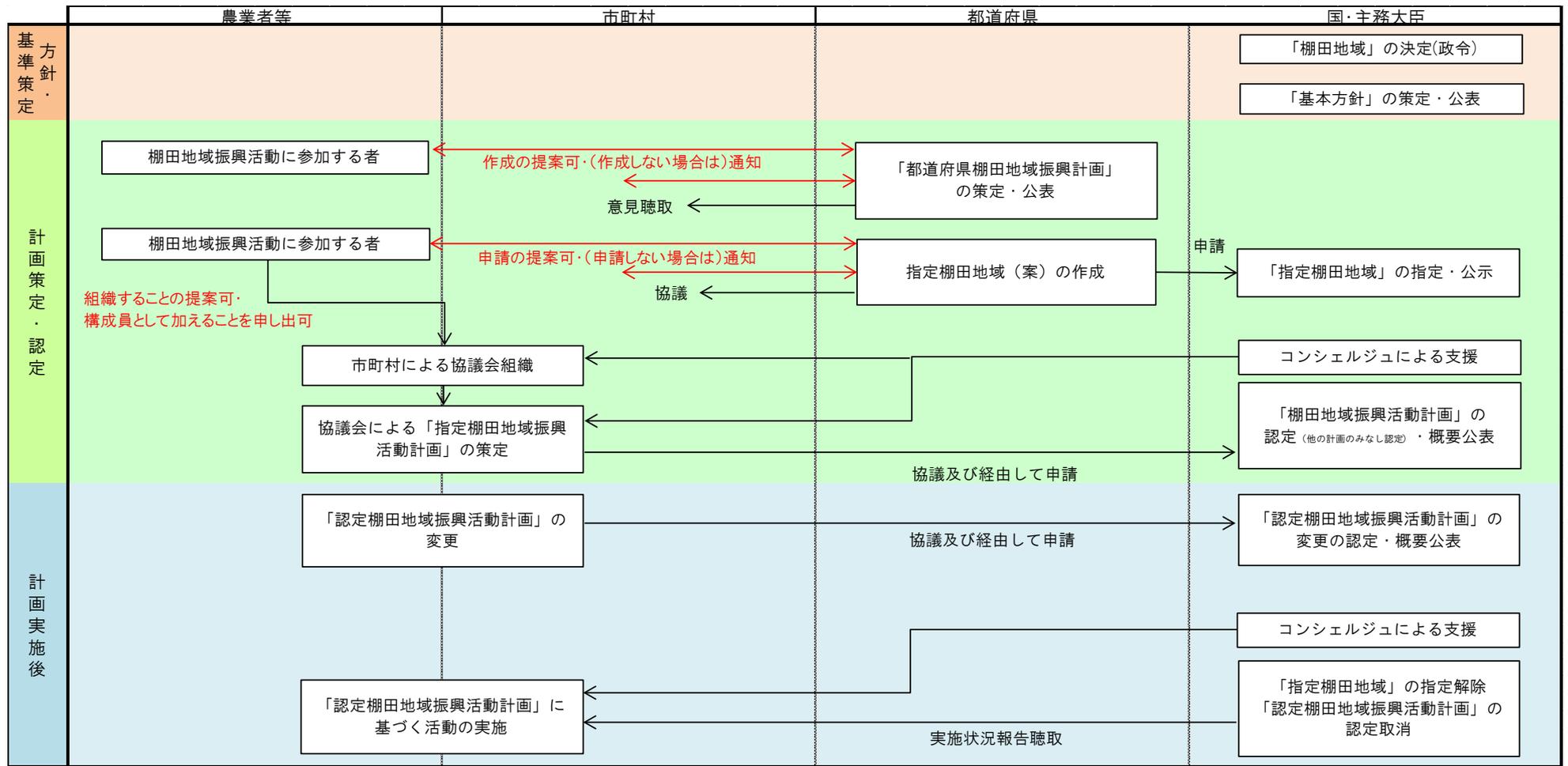
(2) 支援等の措置

- ① 特定の事項が記載された指定棚田地域振興活動計画の認定申請は、農山漁村活性化法の規定による活性化計画の提出とみなす。(12条)
- ② 特定の事項が記載された指定棚田地域振興活動計画の認定は、エコツーリズム推進法の規定によるエコツーリズム推進全体構想の認定とみなす。(13条)
- ③ 国は、必要な財政上又は税制上その他の措置を講じ(14条)、毎年度、当該年度に実施する指定棚田地域の振興に資する事業を取りまとめて公表(15条)
- ④ 国・地方公共団体による棚田地域振興活動を担うべき人材の育成・確保のために必要な措置(16条)
- ⑤ 政府に棚田地域振興連絡会議(関係行政機関の職員で構成)を設け、棚田地域の振興に関する施策の総合的・効果的な推進を図るための連絡調整を実施(17条)

みなし認定等

施行期日：公布の日から起算して2月を超えない範囲内において政令で定める日
失効日：令和7年3月31日

棚田地域振興法のスキーム図



都道府県や市町村が積極的に動いてくれない場合はどうしたらよいのでしょうか。

法律上、棚田地域振興活動に参加する者は以下について提案することができます。

- ① 都道府県に対して、都道府県棚田地域振興計画の作成
 - ② 都道府県に対して、指定棚田地域の指定申請
 - ③ 市町村に対して、協議会を組織すること
- ①及び②の提案を受けた都道府県は、提案者に対してどのように対応するか通知する必要があります。



庁舎等の公共建築物におけるCLTの活用

○木材の新たな需要や新しい産業分野の創出の観点から、非住宅や中高層建築物などの分野におけるCLT(Cross Laminated Timber: 直交集成板)の活用が期待

○地域経済の活性化に向けてCLTの活用を軌道に乗せていくためには、まずは国・地方を通じた公共建築物への導入促進が重要

CLTの積極的な活用をお願いします！

- ・公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律(平成22年法律第36号)において、地方公共団体は、木材の利用促進に関する施策を策定、実施するよう努めるとともに、その整備する公共建築物における木材の利用に努めなければならないとされています(同法第4条)。
- ・平成28年7月29日付け総務省地域力創造審議官通知により、CLTの積極的な活用についてご検討いただくよう要請。平成30年1月29日付け総務省地域力創造グループ地域政策課長通知により、改めて要請。

ご相談はCLT活用促進に関する政府一元窓口へ！

- ・CLTの幅広く積極的な活用に向け、政府を挙げて取り組むこととしています。
- ・その一環として、CLTの活用に関する事業者や地方公共団体等からの問合せにお答えするために、内閣官房に政府の「一元窓口」を設けています。

➡ CLT活用促進のための政府一元窓口 電話:03-3581-7027 担当:内閣官房 柗平、福島

再犯防止対策の推進

- 地方公共団体は、「再犯の防止等の推進に関する法律(平成28年法律第104号)」に基づき、再犯防止等に関し、地域の状況に応じた施策を策定・実施する責務を有し、「地方再犯防止推進計画」を定めるよう努めるなどとされている。
- 国においては、同法に基づき、「再犯防止推進計画」が平成29年12月15日に閣議決定されている。

再犯の防止等の推進に関する法律(平成28年法律第104号)の概要

<目的> (第1条関係)

- ・ 再犯の防止等に関する施策に関し、基本理念を定め、国等の責務を明らかにするとともに、施策の基本となる事項を定めることにより、再犯の防止等に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって国民が犯罪による被害を受けることを防止し、安全で安心して暮らせる社会の実現に寄与する

<基本理念> (第3条関係)

- ・ 犯罪をした者等が、社会において孤立することなく、国民の理解と協力を得て再び社会を構成する一員となることを支援する
- ・ 犯罪をした者等が、社会復帰後も途切れることなく、必要な指導及び支援を受けられるようにする
- ・ 犯罪をした者等が、犯罪の責任等を自覚すること及び被害者等の心情を理解すること並びに自ら社会復帰のために努力することが、再犯の防止等に重要である
- ・ 調査研究の成果等を踏まえ、効果的に施策を講ずる

<地方公共団体の責務> (第4条関係)

- ・ **地方公共団体は、基本理念にのっとり、その地域の状況に応じた施策を策定・実施**

<連携、情報の提供等> (第5条関係)

- ・ 国及び地方公共団体の相互の連携
- ・ 国及び地方公共団体と民間団体等との緊密な連携協力の確保 等

<地方再犯防止推進計画> (第8条関係)

- ・ **都道府県及び市町村は、再犯防止推進計画を勘案して、地方再犯防止推進計画を定めるよう努める**

<基本的施策> (第24条関係)

- ・ 国との適切な役割分担を踏まえて、地域の状況に応じ、基本的施策を講ずるよう努める

再犯防止推進法制定前から協力依頼している事項

- 平成27年11月25日付けで、各都道府県知事、各市区町村長に対して、総務省地域力創造審議官、法務省保護局長の連名通知により、更生保護サポートセンターの設置場所の確保等について協力依頼

 **引き続き、積極的な取り組みをお願いします！**

地方再犯防止推進計画の策定等について

- 再犯防止推進法に基づき、「再犯防止推進計画」を、平成29年12月15日に閣議決定

<ポイント：地方公共団体との連携の強化>

- ・ 再犯防止を担当する部署の明確化
- ・ 再犯防止のための地域ネットワークにおける地方公共団体の取組を支援
- ・ 地方再犯防止推進計画の策定等の促進 等

 **地方再犯防止推進計画を策定するなど、地方公共団体の取り組みが期待されていますので、ご協力をお願いします！**

<参考>

- ・ 31の都道府県、40の市区町村が計画を策定 (R3.1)
- ・ 現在、多くの地方公共団体が策定に向けて検討
- ・ 地方公共団体の取組を支援するモデル事業の実施 等

建設工事従事者の安全及び健康の確保の推進

- 都道府県は、「建設工事従事者の安全及び健康の確保の推進に関する法律(平成28年法律第111号)」に基づき、当該団体の区域の実情に応じた施策を策定・実施する責務を有し、「都道府県計画」を策定するよう努めるなどとされている。
- 国においては、同法に基づき、「基本計画」が平成29年6月9日に閣議決定されている。

建設工事従事者の安全及び健康の確保の推進に関する法律 (平成28年12月16日法律第111号)の概要

<目的> (第1条関係)

- ・ 建設工事従事者の安全及び健康の確保に関し、基本理念を定め、国等の責務を明らかにし、施策の基本となる事項を定めること等により、建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって建設業の健全な発展に資する

<基本理念> (第3条関係)

- ・ 建設工事の請負契約において適正な請負代金の額、工期等が定められること
- ・ 建設工事従事者の安全及び健康の確保に必要な措置が、設計、施工等の各段階において適切に講ぜられること
- ・ 建設工事従事者の安全及び健康に関する意識を高めることにより、安全で衛生的な作業の遂行が図られること
- ・ 建設工事従事者の処遇の改善及び地位の向上が図られること

<都道府県の責務> (第5条関係)

- ・ **都道府県は、基本理念にのっとり、国との適切な役割分担を踏まえて、当該団体の区域の実情に応じた施策を策定、実施**

<都道府県計画> (第9条関係)

- ・ **都道府県は、基本計画を勸案して、都道府県計画を策定するよう努める**

<基本的施策> (第10条から第14条まで関係)

- ・ 建設工事の請負契約における経費(労災保険料を含む)の適切かつ明確な積算、明示及び支払の促進
- ・ 建設工事の現場の安全性の点検、分析、評価等に係る取組の促進等

都道府県計画の策定等について

- 同法に基づく「基本計画」について、平成29年6月9日に閣議決定
- 同日付けで、各都道府県知事に対し、総務省地域力創造審議官、厚生労働省労働基準局長、国土交通省土地・建設産業局長名の連名で文書を発出し、都道府県計画の策定等、建設工事従事者の安全及び健康の確保の推進について積極的な取組を依頼
- 都道府県計画の策定を促進し、建設工事従事者の安全及び健康の確保を推進するため、全国8ブロックで「地方ブロック建設工事従事者安全健康確保推進会議」及び「地方ブロック建設工事従事者安全健康確保推進行政担当者会議」を設置
 - ・ 政府から都道府県に対し基本計画に関する情報提供・助言
 - ・ 国の取組や先行する都道府県の事例の共有
 - ・ 新たに出てきた課題等の共有 等
- 都道府県計画の策定の留意事項
 - ・ 建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する現状と課題
 - ・ 建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する施策についての基本的な方針
 - ・ 建設工事従事者の安全及び健康の確保に関し、都道府県が総合的かつ計画的に講ずべき施策
 - ・ 建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 都道府県計画の策定等、建設工事従事者の安全及び健康の確保の推進について、積極的な取組を要請
 - ・ 平成30年10月22日付、令和元年8月1日付、令和2年9月14日付事務連絡

都道府県計画を策定するなど、建設工事従事者の安全及び健康の確保の推進について積極的な取組をお願いします！

アスベスト対策の推進

- 石綿障害予防規則(平成17年厚生労働省令第21号)により、事業者は、その労働者を就業させる建築物等に吹き付けられた石綿等又は張り付けられた保温材、耐火被覆材等が損傷、劣化等により石綿等の粉じんを発生させ、及び労働者がその粉じんにはく露するおそれがあるときは、当該吹き付けられた石綿等又は保温材等の除去、封じ込め、囲い込み等の措置を講じなければならないこととされている。
- 平成28年5月に、石綿障害予防規則の遵守の徹底等、及びアスベスト含有保温材等の使用状況の調査の実施を要請。
- フォローアップ調査結果(平成29年12月公表)によれば、**吹き付け石綿等を使用した施設で、ばく露のおそれがあるが対策の実施が未了の施設があるほか、石綿含有保温材等の調査未実施施設が相当数あったため**、平成29年12月28日付けで各都道府県総務担当部長、各指定都市総務担当局長に対し、総務省地域力創造グループ地域政策課長より文書を発出し、改めて石綿障害予防規則の遵守の徹底等を要請。
- 併せて、平成30年1月16日付けで各都道府県総務部(局)長、各都道府県人事委員会事務局長、各指定都市総務局長、各指定都市人事委員会事務局長に対し、総務省自治行政局公務員部安全厚生推進室長より文書を発出し、改めて石綿障害予防規則の遵守の徹底等を要請。
- 平成30年度から令和2年度にかけて実施したフォローアップ調査(毎年4月実施)の結果によれば、**依然として、吹き付け石綿等を使用した施設で、ばく露のおそれがあるが対策の実施が未了の施設及び石綿含有保温材等の調査未実施施設があったため**、各都道府県総務部(局)長、各指定都市総務局長に対し、総務省自治行政局地域政策課長、同局公務員部安全厚生推進室長より文書を発出し、改めて石綿障害予防規則の遵守の徹底等を要請。(平成30年11月2日付け、令和2年1月20日付け通知)

<令和元年度フォローアップ調査の結果>

吹き付けアスベスト、アスベスト含有吹き付けロックウール(レベル1)

アスベスト含有保温材、耐火被覆材等(レベル2)

都道府県名	対策の実施が未了の施設数				都道府県名	調査未実施の施設数			
	全体	うち都道府県	うち指定都市	うち市町村		全体	うち都道府県	うち指定都市	うち市町村
京都府	303	0	0	303	徳島県	539	1	—	538
茨城県	11	0	—	11	神奈川県	519	481	2	36
⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮

都道府県名	対策の実施が未了の施設数				都道府県名	調査未実施の施設数			
	全体	うち都道府県	うち指定都市	うち市町村		全体	うち都道府県	うち指定都市	うち市町村
兵庫県	596	0	593	3	広島県	3522	493	765	2264
山梨県	21	18	0	3	岡山県	2620	4	0	2616
⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮


除去、封じ込め、囲い込み等の必要な措置を講ずるなど、改めて、石綿障害予防規則の遵守の徹底等をお願いします!
 ※令和3年4月を目処に、次回のフォローアップ調査を実施予定

地域力創造グループ施策担当者一覧（令和3年1月時点）

施策名	担当課室	担当者	電話番号
ローカル10,000プロジェクト	地域政策課	上野、向井、久富	03-5253-5523
分散型エネルギーインフラプロジェクト	地域政策課	酒川、小川	03-5253-5523
関係人口の創出・拡大	地域自立応援課	若林、五日市、岡崎	03-5253-5391
ふるさとワーキングホリデー	地域政策課	酒川、枝川、河本	03-5253-5523
サテライトオフィス・マッチング支援事業	地域自立応援課	小沼、河合	03-5253-5392
地域活性化起業人（企業人材派遣制度）	地域自立応援課	小沼、青山	03-5253-5392
外部専門家（地域力創造アドバイザー）制度	人材力活性化・ 連携交流室	小沼、河合	03-5253-5392
地域おこし協力隊	地域自立応援課	井上、城戸、會澤	03-5253-5394
地域プロジェクトマネージャー	地域自立応援課	井上	03-5253-5394
企業版ふるさと納税（人材派遣型）	地域自立応援課	井上	03-5253-5394
移住・交流の推進	地域自立応援課	小沼、青山、河合	03-5253-5392

地域力創造グループ施策担当者一覧（令和3年1月時点）

施策名	担当課室	担当者	電話番号
子供の農山漁村体験(子ども農山漁村交流プロジェクト)	人材力活性化・ 連携交流室	井上、會澤	03-5253-5394
地域運営組織	地域振興室	山根	03-5253-5533
地域における多文化共生の推進	国際室	小泉、南野、志田	03-5253-5527
定住外国人子弟に対する就学促進のための特別交付税措置の拡充等について	国際室	小泉	03-5253-5527
JETプログラム	国際室	安田、吉田	03-5253-5527
ロシアとの自治体間交流の促進事業 中南米日系社会と国内自治体との連携促進事業	国際室	安田、秋山	03-5253-5527
定住自立圏構想の推進	地域自立応援課	若林、五日市	03-5253-5391
特定地域づくり事業共同組合制度	地域振興室	今岡、黒岩	03-5253-5534
過疎対策の推進	過疎対策室	井上	03-5253-5536
集落支援員	過疎対策室	森山	03-5253-5536